

令和6年土幌町議会第1回定例会

1 議事日程 3月12日（火曜日） 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 山中 明裕 議員

土幌町の転入増について

2 大西 米明 議員

不登校の現状について

3 成田 哲也 議員

ハラスメントにおける土幌町の対応、取り組みについて

4 矢坂 賢哉 議員

土幌町のゼロカーボン政策について

5 曾我 弘美 議員

高齢者の暑さ対策について

6 西山 伸宏 議員

①土幌町のDX推進について

②介護人材の確保について

日程番号3 議案第7号 教育委員会教育長の任命について

日程番号4 議案第8号 監査委員の選任について

日程番号5 議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程番号6 議案第10号 人権擁護委員の推薦について

日程番号7 議案第11号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第12号 報酬に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号9 議案第13号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

日程番号10 議案第14号 土幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号11 議案第15号 土幌町看護職員等養成修学資金貸付条例を廃止する条例案

日程番号12 議案第16号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

日程番号13 議案第17号 土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号14 議案第18号 土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号15 議案第19号 土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号16 議案第20号 土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準をを定める条例の一部を改正する条例案

日程番号17 議案第21号 土幌町簡易水道事業の設置等に関する条例案

日程番号18 議案第22号 土幌町下水道事業の設置等に関する条例案

日程番号19 議案第23号 土幌町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務
規定等を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例案

日程番号20 会議案第1号 土幌町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案

日程番号21 会議案第2号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正す
る条例案

日程番号22 議案第24号 令和6年度土幌町一般会計予算

日程番号23 議案第25号 令和6年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算

日程番号24 議案第26号 令和6年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程番号25 議案第27号 令和6年度土幌町介護保険事業特別会計予算

日程番号26 議案第28号 令和6年度土幌町介護サービス事業特別会計予算

日程番号27 議案第29号 令和6年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

日程番号28 議案第30号 令和6年度土幌町簡易水道事業会計予算

日程番号29 議案第31号 令和6年度土幌町下水道事業会計予算

2 出席議員（12名）

1 番	中村 貢	2 番	森本 真隆	3 番	山中 明裕	5 番	矢坂 賢哉
6 番	牧野 圭司	7 番	大西 米明	8 番	西山 伸宏	9 番	伊藤 健蔵
10 番	成田 哲也	11 番	曾我 弘美	12 番	秋間 紘一	13 番	河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 土幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	齋藤 英雄	幼児教育課長	角田 淳二
消防課長	仙石 譲		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者
事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者
事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美

9 議事録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	河口議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、曾我弘美議員及び12番、秋間紘一議員を指名します。
2	山中議員	日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、山中明裕議員、登壇願います。 それでは、高木町長に質問いたします。 2月5日付の十勝毎日新聞の1面に十勝管内市町村の人口移動についての記事が出ていました。それによると、十勝管内全体では住民基本台帳に基づく2023年の人口移動はここ数年新型コロナの影響などから移動は抑制傾向であったが、4年ぶりに1,000人を超える転出超過になったとありました。しかしながら、その中で士幌町は芽室町、中札内村とともに転入超過であったと出ていました。さらに、士幌町は2年連続で転入超過であるとも出ておりました。これは、士幌町としての取組が効果を上げたことが一つの原因と考えられます。高木町長をはじめ役場職員の働きに深く敬意を表するとともに、感謝するところであります。 しかし、今後のことを考えると、ただよかったですで済ませてはいけません。今後さらなる転入超過になるように転入増になった原因を深く探っていく必要があると考えます。転入増になった原因、施策等、どのように分析しているのか伺います。
	河口議長	答弁を求めます。町長、登壇願います。
	高木町長	山中議員のご質問にお答えをさせていただきます。 総務省は、本年1月30日に住民基本台帳に基づく2023年の人口移動報告を公表しました。北海道全体ではコロナ感染拡大前の水準まで戻る5,238人の転出超過となり、十勝管内においても同様にコロナの影響を受けていましたが、4年ぶりに1,000人超の転出超過となっております。このような状況の中、本町においては2023年の転入者233人、転出者223

人の10人増、2022年は4人増と2年連続の転入超過、また2020年にも43人の転入超過となっております。この間コロナの影響もあることから、分析しづらい面もありますが、一方でこれまで取り組んできた住宅環境の整備により移住、定住を希望する単身者や世帯用の住宅需要に応え、また持続的に様々な定住促進施策に取り組んできたこともあり、徐々にではありますが、効果が見え始めてきたものと捉えているところであります。

定住施策としては、勤労者が町内で入居する賃貸アパートが不足している状況を解消すべく、平成21年度より始めた定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金により民間アパートの単身者向け157戸、世帯向け38戸が建設され、入居されており、J Aやホクレン、普及センターなど民間特定使用によるものも84戸となっております。現在世帯向けの賃貸住宅、戸建ての空き物件が不足している状況とお聞きしており、住み替え需要を含め町内への移住、定住ニーズに対応すべく新年度予算においても必要な補助、助成金を計上いたしております。

さらに、令和3年から開始したマイホーム建設支援事業補助金を活用して町内に新築住宅の建設や中古住宅を購入して町外より転入した方は、令和3年度3世帯7人、令和4年度7世帯19人、令和5年度5世帯12人となっており、いずれも帯広市等への通勤圏であることが主な要因と伺っております。年齢の傾向では、20代から40代の転入出が多くなっており、その中でも20代前半と40代前半の男性の転入超過が目立っています。移住、定住施策は町づくり総合計画の最重要施策であり、引き続き転入超過を継続できるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、山中議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
山中議員

再質問あれば許します。山中議員。

ただいまの答弁によりますと、社会増減では転入超過になっている要因についてはコロナ禍の状況も踏まえ、分析しにくいということで理解できました。とはいえ、北海道内149市町村が転出超過の結果であり、今もなお東京一極集中の傾向にあります。また、自然増減を踏まえると本町でも人口はやはり減少傾向にあるわけですが、自然増減を含めた直近の状況はどのようなになっているか教えてください。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、令和元年から令和5年までの5年間における自然増減についてお話をさせていただきたいと思います。

自然増減につきましては、令和元年がマイナス49人、令和2年がマイナス58人、令和3年マイナス52人、令和4年マイナス58人、令和5年がマイナス60人ということで、この5年間を平均いたしますと、1年間の出生数の平均が35人に対しまして、死亡される方が90人ということで、毎年平均いたしますとマイナス55人となっております。社会増減と自然増減を合わせますと、令和元年がマイナス102人、令和2年がマイナス

河口議長
山中議員

15人、令和3年がマイナス72人、令和4年がマイナス54人、令和5年マイナス50人ということで、5か年を平均いたしますと年58.6人ずつ減になっていると、こういった状況になってございます。

再質問あれば許します。山中議員。

今の説明によりますと、ここ数年間では自然増減マイナス50人を超えている状況であります。やはりここを何とかしなければならないと考えます。しかし、一方で転入超過になった令和2年度はマイナス15人ですか、に抑えられ、それから翌3年は転出超過によってマイナス72人との説明でありました。このことを考えると、出生数を増やすための施策、また移住、定住を進め、転入超過を進める施策に今まで以上に力を注ぐべきと考えますが、今後どのような施策を検討しているのか伺います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、本町の現在の人口構造において自然増にするには、毎年90人ぐらいの子供が生まれてこないとならないということになるわけなのですが、これ出生数、先ほどお話ししましたように、ここ5年の平均、35人程度ということで、これを90人、2.5倍にする必要があるのですが、これ非常に難しい数字なのかなと正直思うところでございます。やはり出生数を増やすためには、人口構造において男女とも20代、30代と、この年齢層の方を増やしていく必要があると考えてございます。これまでも結婚、出産、子育て、それから移住、定住に関わる施策について幅広く助成事業などを行ってきたところでございまして、令和5年度からは新たに転入してきた方の民間賃貸住宅の家賃の一部を支援をいたします定住スタート応援事業というものを開始したほか、新年度からは新たな事業といたしまして奨学金返還支援助成金というものも予算に計上したところでございます。就職当初の結婚前からの若い方に土幌町に住んでもらい、土幌町のよさを実感いただき、少子化対策にもなり得る若い世代の方々が本町に定住いただける、そんなきっかけづくりをしていきたいと考えてございます。

次に、子育てに係る経済的支援ということでは、私が就任いたしました令和4年度から高校生までの医療費の無償化、そして令和5年度からは小中学校の給食費の完全無償化というものを実施してきましたが、今後さらにハード面の整備ということで認定こども園の移転改築を行いたく、令和6年度に実施設計の予算を計上し、令和7年度に工事、令和7年度末に完成をいたしますこの新認定こども園園舎というものも大きな目玉になるのかなと考えております。現在の施設は3歳未満児、特に1歳児の保育室の面積の関係の定員というものがありまして、入園申込みに対応できないという状況もございます。これらを解消するとともに、若い世代の方の共働きなどにもしっかりと対応できるよう安心して子育てと仕事ができる、そんな環境づくりを進めながら移住、定住、そして転入増となるように施策を進めてまいりたいと考えてございます。

河川議長	再質問があれば許します。山中議員。
山中議員	奨学金の返還、あるいは認定こども園の新設等、目玉となるような施策があるということは理解させていただきました。今までもそのほかに例えば高等学校の就学援助ですとか、そういうのも多分所得制限ありでやっておられるのではないかなと思うわけですが、子育て世代にとって土幌に住むことの、一番ちょっとお金の面で大変かなと思われるものは帯広方面への高校進学に係る費用、この部分がやはりかなり負担になっているのではないかなと。それで、土幌に住むよりは近い音更がやっぱりいいのかなというような判断が結構働いているような気がいたします。ぜひそこら辺所得制限なしで、早急にこれ実現するというのはなかなかお金がかかることですので、難しいとは思いますが、そこら辺もぜひ今後考えていただいて、町の施策に入れていただければ非常に理想的なのかなと思っております。
	ということをお願いして、私の質問を終わります。町長、ぜひ今後ご検討いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。
河川議長	答弁求めませんか。
山中議員	求めません。
河川議長	以上で山中明裕議員の質問を終わります。
	質問順位2番、大西米明議員。
大西議員	それでは、おはようございます。1月1日に発生した能登半島地震により多くの人命が亡くなりましたが、その方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、町内で町職員が2人石川県に支援に行き、無事帰ってきて、大変ご苦労さまでありました。
	それでは、私は教育長に不登校の現状についてお聞きします。2022年度に小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は全国で約30万人、道内で1万2,320人と過去最多になっております。最近不登校への理解が広がり、無理して学校に行く必要はないとの保護者が増えていると聞きますが、不登校の町内の現状について伺います。
河川議長	答弁を求めます。教育長、登壇願います。
土屋	大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。
教育長	大西議員ご指摘のとおり、2022年度に小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は道内で過去最多となっており、今年度町内の小中学校の現状につきましては、昨年度と比較した場合、現時点では横ばいの状況となりますが、30日以上欠席した不登校の児童生徒は1月末現在で25名となっています。
	本町における不登校の児童生徒への支援につきましては、今年度から新たな支援として不登校対策専門員を中央中学校の臨時教諭として配置し、中学校を拠点に町内全校に派遣しているところです。今後も不登校の児童生徒への支援につきましては、学校内の情報共有や学校と家庭

河川議長
大西議員

や関係機関との連携した支援等の取組の充実に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。大西議員。

今の答弁を聞きまして、教育委員会って不登校児童の関心本当にあるのかなと。私は、士幌町内の現状はどうだと聞いているのです。25名って小学生なのか、中学生なのか、全休の人なのか、そういう把握していないのですか。それは、私は2022年に小中学校全国で30万人という、これはマスコミだとかいろんなところで報道しているから、そういう聞き方しているのです。だから、士幌の現状どうなのだと聞いているのです。25人ですよとやたら簡単に答弁してしまうので、本当に不登校のことを真剣に考えているのかなと思います。それで、今私の質問では父兄が無理して学校行かなくてもほかのところ行けばいいのでないかという考え方が増えてきているから、そういうのはどうなのですかと聞いているのです。それをちゃんと答えてくれないと、次の質問に行けないです。だから、小学生何人、中学生何人、それで全休の人何人いるのか、ちょっと教えてください。

河川議長
土屋
教育長

答弁を求めます。

大変当初の回答が、もう少し詳細にお答えすべきところ、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

それで、不登校児童生徒のまず内訳を改めて回答させていただきます。今年度につきましては、小学校で前年比で3名増の9名、それから中学校については逆に前年比で3名減の16名、小中学校合計では前年と同じ25名となっております。

なお、今年度の学年ごとの内訳ですが、小学校につきましては2年生で2名、4年生で3名、5年生と6年生がそれぞれ2名の合計9名ありますが、この事由としては昨年度と比較して中学校の進学により昨年度の6年生、今は中1ですが、が1名小学校の分としては減になったのですが、新たに2年生の2名と4年生3名のうちの2名が今年度新たに30日以上欠席となったところでございます。残りの4年生1名、5年生、6年生の合計4名の合わせて5名については、前年度から引き続き30日を超えている状況でございます。

それから、中学校の3名減の16名であります、小学校から中学校への進学と逆に中学校を卒業したその分の差引き増減で5名の減、それから2年生で1名、3年生で2名の合わせて3名が、前年度からの取組等もございまして、今年度は30日まで達していないということで、3名がいわゆる30日以上不登校からは解消されたということで、合わせて8名の減なのですが、1年生で3名と2年生で2名、合わせて5名が新たに30日を超えたという状況でございまして、そのようなことからトータルでは中学校で3名減と。合わせて16名の30日以上不登校の数という

ことになってございます。

なお、いわゆる学校以外のところに通っている児童生徒の数ですが、一般的に言うフリースクールと呼ばれているところに通っている数については中学生で1名おります。それから、これはフリースクールではないのですが、音更町で開設をしている、音更町教育委員会で開設をしているふれあい教室というものがございます。主に音更町内の不登校の児童生徒がそこで通所をして、いろいろ見ているところですが、そこにうちの土幌町教育委員会から音更町教育委員会に依頼をし、承諾を得て、小学生1名が現在通っていると。合計2名という状況でございます。

以上で回答終わります。

河口議長
大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

中学校が大体150名ぐらいで16人ということは、約1割の生徒が不登校ということになっていきます。教育長、間もなく入学式に入りますが、1年生で入ってくるときにそれは保護者、おじいちゃん、おばあちゃんを買ってくれたランドセルをしょって元気に来ている子がなぜこの何年間の間に、全欠で行っていない子供が2、3人いますよね、小学校、中学校で。あと、30日以上ということではありますが、どうしてなるのかなと私らも考えるが、それはいろんな人に聞いてみてもいろいろな条件がある。家庭のこともあるし、学校の先生のこともある。一時、去年の新聞になったのですが、支援学級の子供が先生に暴力を受けて、それからいじめに遭って、行かなくなったというのもありますし、生徒間のいじめもあるだろうし、いろんなことあるのです。それで、どれをどうするって大変難しいことだと思うのです。それで、土幌町も不登校対策専門員を配置しているということではありますが、その人たちはどのような動きをして、どう不登校の保護者と話をしたりなんかして連れ添って、何かしているのですか、これ。ちょっとその辺もお聞きます。

河口議長
土屋
教育長

答弁を求めます。教育長。

先ほちょっと回答漏れがございましたが、今年度25名の中で全欠の児童生徒は実はおりません。本当に少ない子は何日かという状況もありますが、取りあえず学校に全く行けていない子は今年度の25名の中ではおりません。

それと、細かい理由になると、大西議員言われるように、本当に様々な事由がございます。ちなみに、今年度新たに30日を超えた児童生徒の部分でいけば、小学校でいくと上の兄弟の方が既に30日を超える不登校ぎみになっていて、どうしてもそれにつられてしまって、上の子が学校に行くときは一緒に下の子も行くのですが、上の子が休むと下の子も休んでしまうというような子もおりますし、あとはこれ家庭の事情というか、あまり詳しく言うとちょっと個人情報になってしまうので、あれなのですが、家庭の事情もあって、なかなか通学ができない子もいました。2人いるのですが、この2人については昨年度、昨年というか、昨

年の10月ぐらいから学校に通学できる日数が増えてきて、この4か月ほどでいけば休んでいる日数が月当たりで多い月でも4日とか、少ないときは全く休まない月も出てきたりだとか、かなり改善をされてきているような状況です。それから、もう一名についても今年度の春先にかなり来れない日が多かったのですが、7月以降は一番多い月で5日、少ない月だと休んだ日がゼロというような状況で、1月もちなみに1日だけというような状況ですので、かなりいろんな取組の中で改善はされてきているというような状況もございます。

それから、中学生で新たに今年度30日を超えることになった5名ですが、そのうち1年生3名のうち2人については、これ様々な理由というか、一つは中学校へ進学したことに対する環境の変化に対する不安だとか、そういったことも大きいのかなと思います。ただ、それで学校に行けなくなって、その後は今度また勉強についていけないだとか、そういう心配でということで、2次、3次と理由が変わってくるような児童生徒もかなりいらっしゃいます。1年生の3人のうち2人に関しては、これも昨年からの取組もあって、2学期、特に10月ぐらいから後に関しては2人とも一番多い月で5日、少ない月で1日の欠席ということで、かなり登校できる日数が増えてきておりますし、この2人についてはどうしても欠席してしまうときについては現在タブレットを利用しての家庭での授業に参加をしているという状況もございます。それから、2年生の新たになった2人については、一人は先ほど小学生であった春先に休む日が多かったというこの兄弟なのですが、これも家庭の事情ではあるのですが、同じような理由だったのですが、だんだん月を追うごとに登校できる日数が増えてきております。もう一名については、これはもともと非常に活発な子で、部活動も盛んに取り組んでいた子なのですが、昨年の夏頃けがというか、今成長期によくあるケースで、腰椎分離症を伴って、好きな部活動がなかなかできなくなってしまったということで、いわゆるモチベーションの低下というか、そういったこともあって、ちょっと欠席日数が増えてきたというような状況でございます。

それから、専門員の主な業務であります、中学校ではステップルームという不登校対策のルームを設置しておりますので、その主担当であるとか、あと小学校のそれぞれ不登校ぎみの子がいる担任の先生とかとの連携だとか、あとは保護者への相談窓口を開設して、保護者とかなり今まで以上に頻繁に情報交換等もしながら対応をしていただいているところでございます。それから、もちろん我々教育委員会との連携も図りながら、それぞれ打合せをしながらいろんな業務に取り組んでいるということで、前年と比べると人数としては25人で同じなのですが、実際に不登校、30日は超えているのですが、その子たちの登校日数的には平均で27%ほど欠席する日数が減ってきております。多い子では約半分近く減っている子も中にはおりますので、そういった部分で

	は今回のこの取組が、まだ徐々にではありますが、成果としてはできているのではないかと我々としては思っているところでございます。 以上です。
河川議長 大西議員	再質問があれば許します。大西議員。 るる1人ずつの評価がありましたが、教育委員会が昨年から始めた不登校対策専門員という方の成果が少しは出たのかなと思いますが、この専門員というのは学校の教員退職者なのですか。それで、資格としてはどんな資格持っているのかちょっとお聞きします。
河川議長 土屋 教育長	答弁を求めます。教育長。 資格自体は、一般教員を退職された方ですので、中学校の教員の資格は当然持っているのですが、あといわゆる現職で在籍中からこういう不登校に関するいろんな研修会だとか、そういったものには盛んに参加をしている方で、最後はうちの中学校だったのですが、今までいた学校でもこういったことを学校の中で中心に取り組んでいただいた先生でございます。
河川議長 大西議員	再質問があれば許します。大西議員。 文科省の調査の中では、不登校の小中学生の約38%がそういう人に相談をしたことがないという結果が出ているのです。ですから、約4割の不登校の生徒、保護者も入るのだと思いますが、多分専門員というのはなかなかあっちこっちにないのだと思いますが、スクールカウンセラーが主だと思うのです。今公立中学校の75%にスクールカウンセラーいるのです。スクールカウンセラーって臨床心理士の資格を取らないと、北海道の場合は道職員になれないのです。今新たにまた公認心理師という国家試験を取らないとスクールカウンセラーになれませんよという話なのですが、今士幌町は道教委が採用したスクールカウンセラーを十勝振興局から配置、回してもらおうのですが、今1年に何時間正式なスクールカウンセラーに来てもらっているのですか。
河川議長 土屋 教育長	答弁求めます。教育長。 今大西議員ご指摘のとおり、本町においては単独でスクールカウンセラーを配置はしておりませんが、道教委で委託といいますか、配置をしているスクールカウンセラーをお願いをしているという状況でございます。これについては、十勝管内的にも1町だけ単独で置いているところがあるのですが、残りの1市17町村ですか、については全てうちと同じような形を取っているという状況でございます。 時間数であります。それぞれ児童数、生徒数、また学校数によって道教委のいわゆる基準の派遣時間というのが定められておりまして、本町に関しては現在年間88時間という設定をされております。この88時間分については、全て道の予算で経費については支出をされている状況でございます。本町の状況ですが、ここ3か年の状況ですが、令和3年度については87時間、令和4年度については94時間、令和5年度、これは

1月末の段階ですが、109時間ということで、令和4年、令和5年については88時間の基準派遣時間を超えている状況です。ただ、町村によっては道からの配分にいかない町村もかなりありますので、最終的にはいかなかった町村の分を超えたところに道で再度予算を配分をしております。したがって、昨年も6時間ほど超えたので、超過をしたのですが、予算的には全て道費の予算の中で間に合っているのと、今年の109時間についても今のところ、局とも今協議をしているのですが、再配分で道費の中で何とか賄える状況ではございます。なお、この基準時間を超えたからという理由でうちでカウンセラーはこれ以上無理ですよとか、そういったことを言った経過は過去にはございませんので、という状況です。

なお、今年度特にちょっと増えてきている理由の大きな一つとして、小中学校では利用している時間がそれほど大きく昨年と比べて変わっていないのですが、土幌高校でのスクールカウンセラーの利用時間が昨年よりも大幅に増えている状況です。これ道立高校に関しては、道教委でそれぞれ道立高校ごとに配分がされますので、それはそこで道教委で配分されるのですが、町立高校については道立高校のような配分が道教委からございませんので、うちの基準の88時間の中で整理をしてくださいという道教委の方針もございますので、ただ今年度については高校の分がかなり増えてきているという状況でございます。

以上です。

河口議長
大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

88時間が多いのか少ないのかというと、私は少ないなと思うのですが、それが道教委がなかなか予算がなく、予算がないって人がいないのだと思うのです。それで、配分できないのだということであれば、町単独で、十勝管内でも1校、向こうの方でスクールカウンセラー採用しているのですが、スクールカウンセラーは文科省で2分の1補助という、ネットで調べたらそう出ているのですが、そうなのかどうか、その辺はどういう条件でそうなるのか分かりませんが、スクールカウンセラーを町単独で採用することはできませんか。これ予算がかかることですから、いずれにしても10%以上の子供たちが不登校で学校行けない。今フリースクールに行って教育していけば、高校を受けることもできますし、それからまた定数を満たしていないところは、中学校へ一回も行かなくてもそこ受けたらなかなか落とすということできない。大体合格させてくれるのですが、やっぱり小学校、中学校で学校にちゃんと通っていない子供が高校へ行ったらちゃんと学校に行けるのかといったら、これ疑問なのです。だから、本当に子育て支援だ、子育て支援だと国も道も町も騒いでいるから、そういうときにこういう子供たちをどうやって救うのか、それがやっぱり大事なことだと思うのです。だから、金で済むことなら、町長もどう思っているのか知らないが、高校でも、それこ

そ先日高校の先生と話したら、ある有名校でも30人の生徒が不登校だと、高校。町長の母校ですが、名前は言いませんが、そういう高校ですら30人も、多分高校ですから、入ったら日数足りないから1年で退学ということになるのだと思うが、士幌高校はもうちょっと緩やかなのかなと思いますが、何かそういう子供たち、本当に不登校だから中学校終わったらそれでいいのだよと町が切り捨ててしまうのか。スクールカウンセラー、そういう資格を持った人というのはそれこそ今言った資格を持った人、それからそういう専門の大学の教授だとか、それから医師だとかという3通りぐらいあるのですが、スクールカウンセラーをうちの町で頼めないのか、その辺は教育長は答弁できるのか、町長が答弁できるのか。予算は今教育委員会ではなく町長予算になっていますから、教育長が答えられるならちょっと答えてください。

河口議長
土屋
教育長

答弁求めます。教育長。

議員ご指摘のとおり、予算が伴う部分ですので、私の一存でやれる、やれないはなかなか申し上げにくいところはあるのですが、現状先ほど申し上げたとおりの時間数なのですが、やはり徐々に増加をしていく傾向ではあるのかなと思います。ただ、この時間数でいくと、高校の分も含めたとしてもスクールカウンセラーを単独で採用するところまではどうなのかなというのは思っております。ただ、例えばこれ学校関係だけではなくて、いろんな高齢者の関係だとか、例えば障がい者の方だとか、いろんな方々のカウンセリングも含めて、例えばこれは町長がどう判断するのかなのですが、町で1人を雇ってということであれば、そこら辺はどうなのかなというのは正直、私個人の意見ですが、そういう部分ではございます。ただ、先ほど申し上げた88時間の枠、当然これから超える可能性が非常に高くなってきておりますので、当面、来年度、これから議員の皆さんには予算審議で審議をいただく形になるのですが、道の枠、さらに再配分を超えても不足する場合に備えて、令和6年度については町単独費で取りあえず48時間分のスクールカウンセラーの経費については予算を計上させていただいておりますので、今後のご審議も含めてご理解をいただければと思っております。

河口議長
大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

不登校の対策専門員で代用するというのは語弊がありますが、ぜひフリースクールだとか、保健室登校なんていうのは各町村によってばらばらです。2週間はいいいよとか、1日しか駄目だとか、2日しか駄目だとか、そのあれでみんなではばらばらに町村でやっていますが、そういうところを専門員は見て歩いて、フリースクールも見て歩いて、こういう状態で授業やったり、勉強やったり、いろんなことやっていますよということをお願いしたいのです、先に、逆に。そうしないと、子供にも保護者にも説明できないと思うのです。先日もオンライン、今の子供たちはコロナのときオンラインで結構授業やっていましたから、オンライン

によるフリースクールをやっているところあるのです。士幌も1人中学生行っていますが、そういう合同説明会もあったのです。だから、そういうところにそういう専門員も行ってきて、こうやってやるというと今の子供たち、そういうところから授業に入っていくって、また登校できる人もできるかもしれないのです。だから、専門員をつくったからいいのだよということではなく、ぜひやってほしいし、今回道教委の今年の道議会での執行方針の中で3点重要な発表したのですが、学びの機会を保障するという、教育長が、3つのうちの一つがそうだったのです。ですから、不登校の子供たちの学びの機会を保障すると道教委が言っているのですから、うちの町もそれをどうやって保障して、子供たちに学びの機会をつくっていくかということが大事だと思うのです。

それであと、その辺は教育長、今いろいろ説明受けたので、いろいろ勉強はしていると思うので、ぜひその辺をやってほしいのと、あとは金銭の問題なのですが、これは町長しか答弁できないので、今支援学級に行く人もいるのですが、今1名、もう一人は音更で1名という2名しかフリースクールに行っていないのですが、お金のことで行けない人もいるかもしれないのです。今25名の子供たちがいるのですが、金銭で学びの機会を与えられないとすれば、非常にかわいそうだと思うのです。言ってみれば今学校に通っている小学生、中学生、うちは高校もあります。就学支援って調べてみたらすごくあるのです。だが、不登校の子供たちは就学していないから、就学支援って受けられないのです。だから、フリースクールに行っても一銭も助成されていない。私もこのたびこの質問をするために不登校の父兄と何人かいろんな話をしました。そしたら、やっぱり一銭も補助金はないのだという。だから、結構ただのところもあるのです。まだ帯広みたく大空の学校の中にフリースクールをつくっているところもあります。それもまた教育委員会がつくるから、なかなか行きたくないという意見もありましたし、ですから何ぼか就学支援と同じようにそういうところに行く子供たちに少しでも、少しって結構な、2万円とか3万円とかかかるみたいなのです。ここに通っている子供は、言ってみれば給食費ただでなっていますよね。だが、そういう子供たちは給食費なんか出してもらえないのです、こっち来ていないから。ですから、いろんなことで子供たち、就学援助を受けることができないということで、登校拒否の子供たち、父兄もそうなのですが、悩んでいるという人もいますので、ぜひ町長の決断でそういう子供たちに支援をする、十勝管内、北海道でもどこもないのかなと思うのですが、来年度から東京都がやるみたいなのです。ですからまず、父兄たちが大西さん、そういう話しするなら一生懸命頑張ってやってやと。士幌町がそういうのをを出してくれたら、ほかの町村も全部右に倣えしてくれるのではないかい、だからぜひ士幌町が先陣を切ってほしいということでもありますから、町長がそういうほうに目を向けてくれるのかどうかお聞きしま

河口議長
高木町長

す。この答えは、検討するという言葉は要りません。やるかやらないか、イエスかノーか。検討するのは金額について、条件についてでは検討してもらっても結構ですが、出すか出さないかはイエスかノーかで答えてください。

答弁を求めます。町長。

ただいまの不登校児童生徒の学びの機会を確保するという観点でのお話であります。当然不登校の児童生徒さん、その保護者もいらっしやって、小中学校と色々な協議なり、どういった支援をしていくのかということ教育委員会も含めていろんな相談をさせていただいていると思います。その中で、やはり登校に向けてどう児童生徒をサポートしていくかということの中でフリースクールに通うのも当然学びの機会の確保ということと、また学校に登校することに向けてのことかと思しますので、そういった場合についても費用の支援については行っていきたいと思うところでございます。大西議員言われるように、その内容、支援の内容については、フリースクールも管内も幾つかあるとお聞きをしておりますので、その費用の内容だとか、例えば月額の上限だとか、そういったことについては検討させていただいた上で実施をしていきたいと考えているところでございますので、必要な支援に努めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

河口議長
大西議員

再質問があれば許します。大西議員。

町長の決断、今すばらしい決断だったと思いますので、ぜひ十勝の先頭を切ってそういう子供たちに支援をしていただきたいと思います。

終わります。

河口議長

以上で大西米明議員の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

河口議長

休憩を解き会議を再開します。

質問順位3番、成田哲也議員。

成田議員

私より町長にハラスメントにおける士幌町の対応、取組についてお伺いいたします。

行政機関におけるハラスメント事件が頻繁にニュース等で取り上げられ、社会問題となっております。特に地方公務員に対するハラスメントは、その影響が地域社会や住民サービスに直接関係してくることから、重大な問題となる可能性があります。近年ほかの自治体などでは相談窓口の設定やハラスメントに関する研修の実施など取組を行っていますが、町としてハラスメント防止のためにどのような取組を行っ

河口議長
高木町長

ているのかお伺いいたします。

答弁を求めます。町長。

成田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、近年公務職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの様々なハラスメント事案が数多く報じられ、被害者となった職員の精神的、肉体的苦痛や事案が発生した職場、組織の社会的信用の失墜、結果的に住民サービスの低下を招くなど、公務職場が直面する深刻な問題として取り沙汰されています。そのような中、令和2年6月に施行された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定化及び職業生活の充実等に関する法律では、職場におけるパワハラ防止のための雇用管理措置が義務化されるなど、公務職場の事業主となる市町村等においてもその責務が明確化されたところであります。

本町におけるこれまでの取組としましては、平成31年に職場におけるハラスメントの防止、排除のための措置、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置等について規定する土幌町職員のハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、職員や所属長の責務を明確化するとともに、ハラスメントに関する相談等に対応するための相談員を設置してきたところであります。また、ハラスメント防止を主題とした研修へ職員を参加させるほか、職員向けの具体的な内規として令和2年にハラスメントの防止に関する指針やハラスメントの防止及び相談マニュアルを策定、令和4年には土幌町職員のコンプライアンス行動指針を策定し、これら指針等に沿ってハラスメントが被害者への人権侵害につながることで、職場秩序の確保や業務の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて職員に周知啓発を図るなど、組織的な取組に努めているところであります。あらゆるハラスメントは決してあってはならない行為であり、職員個人の精神的、肉体的ダメージはその職場全体に悪影響を及ぼし、業務の質や住民サービスの低下を招きかねない重大な問題と捉えており、先ほど申し上げました指針等に沿った実効的な取組を継続的に進めながら、良好な職場環境の確保や相談体制の充実、適宜状況に応じた適切な対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、成田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

今町長の答弁の中に相談員を含め職員は様々なハラスメントに対応できるよう研修等、平成31年、令和2年、令和4年と行動指針等を選定し、行っているとありますが、その中でも相談員の設置ということでございましたが、現在何名の相談員を町として設置しているのか、そしてそのメンバー構成はどのような方で行っているのかお聞かせください。

河口議長

答弁を求めます。町長。

高木町長	相談員につきましては、職場内に職員から5名を選任をしているところでございます。その詳細等につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。
河口議長	総務課長。
西野	総務課長、西野からお答えをさせていただきます。
総務課長	ご質問のありました相談員につきましては、先ほど町長から回答ありましたとおり、職員5名が現在選任されておりまして、先ほどの回答書の中にもございましたが、士幌町職員のハラスメントの防止等に関する要綱、こちらの第6条の規定に基づきまして総務課の職員の職員が私を含めて3名、それから町長が指名する総務課以外の職員の職員が2名、合計5名の体制となっております。構成といたしましては、ちなみにですが、男女の構成といたしましては男性が2名、女性が3名となっております。
	以上でございます。
河口議長	再質問があれば許します。成田議員。
成田議員	そして、現在職員間のハラスメントに対する相談は実際に相談員にあるのか、それに対する対応はどのようにしているのかお伺いいたします。
河口議長	答弁求めます。町長。
高木町長	相談事案に関することでありますが、詳細も含めて総務課長からお答えをさせていただきます。
河口議長	総務課長。
西野	総務課長、西野からお答えをさせていただきます。
総務課長	ご質問ありました相談案件についてであります。まず職員間のハラスメントに関するものにつきまして、具体的に扱っております相談や事案の内容はこの場ではちょっと申し上げられませんが、ゼロではございません。相談事案があった場合の対応といたしましては、先ほど申し上げました要綱の6条の規定に基づきまして、相談員が必ず2名以上で相談を受けるという形にいたしまして、相談員のうち1名は相談者と同性の者を充てて対応するというところで進めております。職員からの具体的な相談内容を踏まえたその後の対応といたしましては、周辺関係職員への聞き取り調査などを実施いたしまして、当然相談された職員、相談者のプライバシーも十分配慮を行いながら、慎重に事実確認を行いまして、当事者にとって適切で効果的な対応というものがどういったものかという視点をしっかり持ちながら対応に当たるよう心がけているところでございます。
	以上でございます。
河口議長	再質問があれば許します。成田議員。
成田議員	実際に職員間のハラスメントが認められた場合、その職員、ハラスメント行為を行った者となりますが、に対する処分はどのようなになってい

河口議長
高木町長

るのか伺いいたします。

答弁求めます。町長。

処分に関しましては、土幌町職員の懲戒処分等に関する基準というものがあって、それに基づいて処分をしていくということになるのでございますが、詳細につきましては総務課長からお答えをさせていただければと思います。

河口議長
西野
総務課長

総務課長。

総務課長、西野からお答えをさせていただきます。

今町長からありましたとおり、土幌町職員の懲戒処分等に関する基準という基準がございまして、懲戒処分等の対象となる行為を行った職員本人ですとか、その職員の管理責任のある上司に対する処分を規定する基準でございまして、その基準に懲戒処分等の種類、程度の標準例が記載されておりまして、特に重大な事案につきましては、この標準例を参考に処分内容を検討するということになるかと思っております。この検討に当たりましては、職員のその行為の動機、態様、結果、それから当該行為を行った職員の責任の度合いですとか、ほかの職員や社会に与える影響、そういったものも総合的に勘案しながら適正に判断するものということになっておりますので、そういった懲戒処分の決定といたしましては、また懲戒審査委員会という組織がございまして、そちらの委員会に諮問して、最終的にはその答申を受けて処分内容を決定するという流れとなっております。

参考までにですが、ハラスメント行為で標準的な処分例ということで基準の中に設けられておりますのが、例えばですが、セクシュアルハラスメントであれば、その行為の内容に応じまして懲戒免職、停職、減給、または戒告というようなものがございまして、ほかのハラスメントにつきましても、同様の標準例を規定しております。いずれにいたしましても、処分の決定に当たりましてはこれらの基準ですとか懲戒審査委員会の意見等も伺いながら総合的に判断されるものと考えてございます。

以上でございます。

河口議長
成田議員

再質問があれば許します。成田議員。

いずれにしましても、職員間のハラスメントは今後もしっかりと対応を継続して行ってほしいと思っております。ですが、ハラスメントの種類は皆さんご存じのとおりたくさんありまして、近年テレビや新聞等でも多くのハラスメントの報道が取り沙汰されております。中でも今カスタマーハラスメントが増加していると思われまして、カスタマーハラスメント、カスハラというのですが、カスハラは顧客ハラスメントとも言われて、度を越えたクレームや要求などの迷惑行為を指しております。あまりにも悪質なカスハラは法的処置の対象にもなることもあり、厚生労働省もマニュアルの作成や周知、ポスター等により啓発をしていますし、今十勝管内の販売店の入り口にもカスハラ対策のポスター等を貼り

河口議長
高木町長

出されているところもありますが、各自治体もそれぞれが作成マニュアルなどを行っている聞いております。カスハラは職員の精神、身体に少なからず負担をかけることがあります。判断が難しい場合はそのまま放置され、職員が誰にも相談できず、一人で悩んでしまうこともあると思われます。職員の健康を守るためにも町としては毅然とした態度でカスハラに対応していく必要があると思いますが、町長はどのようにお考えになりますか。

答弁求めます。町長。

成田議員ご指摘の今のカスタマーハラスメントでございますが、おっしゃるような一般的に顧客や取引先による従業員への暴言ですとか脅迫、また過剰な要求、また商品やサービスへの不当な言いがかりといった迷惑行為と言われておりまして、それらを原因として従業員、職員が精神的疾患を発症し、場合によっては離職に追い込まれることもありまして、ケースによっては刑法に触れる可能性も指摘され、近年では自治体職員にもその被害が広がって、官民を問わず全国的な問題となっているものと承知をしているところでございます。自治体としての取組としまして、昨年以降札幌市がこのカスハラ防止のポスターの掲示ですとか電話の録音を開始し、カスハラ対応マニュアルを整備するなど、組織的な防止に乗り出したというところでありますし、北海道や東京都ではカスハラ防止に向けての条例の制定を検討しているという報道もあったところでありまして、全国的に先駆けたこういった取組の背景には、このカスハラの問題が広がり、深刻さがあるものと推測をしているところでございます。町といたしましては、現在ポスター掲示等の具体的な対策はまだ実施をしておりませんが、他のハラスメントと同様に職員個人に精神的なダメージを与え、ひいては住民サービスの低下を招くような事態があってはなりませんので、厚生労働省の対応マニュアルや他の市町村の取組事例等も参考にしながら、先ほどの相談員という中で相談体制というものも十分充実させて、組織として適切に対応してまいりたいと考えてございます。

河口議長
成田議員

再質問あれば許します。成田議員。

ほかの自治体でも行われている研修会等を積極的に行っていただき、職員はもとより、町民の皆さんに意識していただくことが大事なことだと思います。このようなことはないのが一番ではございますが、気づかないうちにハラスメントになっているということもありますし、自分たちの言動に気をつけながら今後活動していく。あくまでも個人的な意見ではございますが、我々議員同士も議員から職員、その反対もあるかとも思いますが、そのようなことがないように我々議員の中でもしっかり話し合っていかなければならない、個人、職員を守っていかなくってはならない時期なのかなと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

河口議長 高木町長	これで私の質問を終わります。 答弁求めます。町長。 先ほどちょっと繰り返しにはなってしまうのですが、今後職員向けの研修会ですとか、他の市町村の対策、取組を研究、検討してまいりたいと考えておりますし、町民の皆さんに意識していただくというところについては、どういった方法があるのかというのは別としまして、これについても努力をさせていただければと考えてございます。 以上であります。
河口議長 矢坂議員	以上で成田哲也議員の質問を終わります。 質問順位4番、矢坂賢哉議員、登壇願います。 それでは、私からは士幌町のゼロカーボン政策についてご質問したいと思います。 近年の地球規模での気象の変化は、年を追うごとに異常さを増し、世界各地での熱波や大洪水、日本でも昨年の猛暑による農畜産物への深刻な被害など様々な影響を及ぼし、温暖化から沸騰化の時代へと移ったとの考えを国連が示唆するなど、温暖化対策は今や人類の共通した命題となっています。本町においては、令和4年6月にこの議会の場で士幌町ゼロカーボンシティ宣言を高木町長が宣言し、持続可能なまちづくりへの取組がスタートしました。令和5年度より具体的な事業が開始され、ゼロカーボンについての理解が今後より一層町民にも深まっていくことが期待されるところです。 そこで、士幌町として次世代につながる2050年ゼロカーボン政策について、これまでの取組の経過と現状を踏まえ、今後どのような展開を考えているか町長に伺います。
河口議長 高木町長	答弁を求めます。町長、登壇願います。 矢坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。 昨年夏の猛暑が皆様の記憶に新しく、また地球全体を見ても温暖化による影響は多大であり、今後温室効果ガス排出量を実質ゼロにしていく必要があることは共通の認識であると考えています。こういった背景の中、我が国においても2050年カーボンニュートラル宣言をはじめとした2030年温室効果ガス排出量46%削減、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロといった目標が定められ、各府省庁において様々な温暖化対策に関する取組が進められているほか、北海道においても北海道地球温暖化対策推進計画の策定など温暖化対策に関する取組をいち早く進めております。 本町においては、これまで士幌町環境基本計画、士幌町環境マネジメントシステムにより温室効果ガスの排出抑制のための計画を定め、進めてきましたが、国内外の動向を踏まえ、令和4年6月に士幌町ゼロカーボンシティ宣言を宣言し、令和4年度に2050年カーボンニュートラルを見据えた新しい目標策定をした士幌町再生可能エネルギー導入計画を

策定しました。令和５年度は、まず環境省の重点対策加速化事業の採択を受け、町民、事業者向けの補助である自家消費型太陽光発電設備等導入補助金を７月１２日から、太陽光発電設備、蓄電池の導入補助を開始、９月２５日からはエネルギーマネジメントシステムの導入補助、高効率給湯器の入替え補助を開始し、それぞれ実績としましては①が１２件、②が１１件、③が４件、④が３７件となっております。町有施設関係では、この補助を活用し、土幌町国保病院、総合研修センター及び保健センターのＬＥＤ化の工事も行い、補助総額は７,０００万円を超える見込みとなっております。また、平成２１年に宣言しました土幌町環境宣言の一節を引用したはちどり補助金の第１弾である既設太陽光発電設備用蓄電池導入補助金は北海道の補助を一部活用したのですが、実績２件となっており、はちどり補助金の第２弾、省エネ家電買換え促進補助事業である冷蔵庫買換え補助は昨年１２月に追加の補正予算を組ませていただき、実績としましては１７８件となっております。そのほか、２つ行政報告でも述べましたが、環境省の補助を受けた事業としまして、土幌町再生可能エネルギーゾーンング業務についてですが、８月３０日から４回の土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会を開催し、ゾーンングマップを完成させました。環境省の補助事業の３つ目である公共施設への太陽光発電設備等導入調査委託業務については、今後の公共施設のゼロカーボンの推進に向け必要な基礎調査である１２施設の太陽光導入調査及び省エネ調査を行ったところであります。つきましては、令和６年度以降も町民、事業者向けの補助として令和９年度までの５年間の事業計画の採択を受けました重点対策加速化事業を最大限活用し、さらに町民、事業者向けの補助の拡充、予算の確保に努め、ゼロカーボン土幌に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、矢坂議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
矢坂議員

再質問があれば許します。矢坂議員。

令和４年にゼロカーボンシティを宣言して、今年度、令和５年には重点対策加速化事業の採択を受け、また土幌町独自の施策であるはちどり補助金を打ち出したということで、町民に向けてのゼロカーボンへの関心や意識を今後浸透させるという意味では、大変スピーディーな展開で取組が始まったのだなと認識をしております。

そこでまず、重点対策加速化事業について、５年間の事業計画となっており、次年度以降の町民向けの補助の拡充等にご答弁にありましたが、その内容について現段階での見通しを含め、具体的な予定、計画などがあるのか伺います。

河口議長
高木町長

答弁求めます。町長。

まず、令和６年度については、昨年１２月の牧野議員からの一般質問のときにも検討をさせていただきたいと回答させていただきましたが、令和５年度の事業で太陽光、それから蓄電池の事業者用の補助の上限額、

現在太陽光については1kW5万円で、上限が50kWの250万円、蓄電池は3分の1の補助ということで、上限が50kWで350万円という上限があるわけですが、これの上限の撤廃というものを考えているところでございます。これによって要望のありました電力使用量の多い酪農家の方向けの一つの一助になればと考えているところでございます。

それから、拡充分についてなのですが、これも要望があったものですが、今年度好評でございました高効率給湯器の補助についてなのでありますが、これまで家庭用と限定をしていましたが、町内事業者の方の事務所内で使用される給湯器についてもこの買換えの補助対象にしていきたいと考えております。

次に、さらにPHEV車、それからEV車の購入及び充放電設備ということでV2Hというものがあるのですが、これらについて費用の一部の補助ということも開始をしていきたいという予定をしております。

今述べました令和6年度の拡充、それから新規事業については、令和9年度まで実施予定ということで事業計画を立てておりまして、そのほか公共施設分としましては、令和7年度にこども園の建て替えに伴う施設のゼロ・エネルギー・ビルディング化と。使用するエネルギーを自分でつくり出すということに向けて、この事業についても計画をしておりまして、民間向け及び公共施設向けの補助の今後4年間の総額といたしまして現在約3億8,000万円という事業費を計画をしているところでございます。

以上でございます。

河口議長
矢坂議員

再質問があれば許します。矢坂議員。

ただいま大変細かく説明いただきましたが、重点対策加速化事業については新規の分、拡充分がそれぞれあるということで理解をいたしました。その中の町民向けについての補助についてですが、いずれも町内業者からの購入というのが必須条件となっていると思います。町外の業者の営業なども入ってきているという現状もあるということも話に聞きますし、また対象要件ですとか補助額、申請の部分が非常にこれ複雑なものもあるということで、また同時に町単独のはちどり補助金との区別がつきにくい部分もあろうかなと思いますので、今後はさらに町民に分かりやすい案内ですとか丁寧な説明、これについて努めていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

次に、はちどり補助金について伺います。冷蔵庫の補助については令和5年度178件の実績ということであり、この事業の概要の中にあります全員参加型かつ町内全域のCO₂削減の流れをつくるとの意味においては、特に町民からの申請も多く、今後の効果も期待される事業だと思われます。ただ、5年間の期限ではうちはちょっと買換えができないのだよなといったような声も数多くお聞きすることもありますし、またそういう方に対して、そういう状態の人もあるということで、冷蔵庫

河口議長
高木町長

以外の省エネ家電であるエアコンですとか冷凍庫、テレビ、洗濯機、LED照明なんかがあると思うのですが、それぞれのCO₂の削減効果や期待値なども踏まえながら、省エネ家電補助の拡充を図るという考えはないのか、これは財源の部分も含めて伺いたいと思います。

答弁求めます。町長。

各種補助制度の案内について丁寧な説明に努めていきたいと考えているところでございます。町内事業者からの購入という点ですとか重点対策加速化事業とはちどり補助金の区別については、新年度も事業開始前に4月中旬の町づくり懇談会での説明、それから町民向けの説明を開催することやチラシなどで丁寧な説明をしていきたいと考えておりますし、またその中で重要な役割を担っていただいている町内事業者の方向けの説明会というものも今月、この予算を可決いただいた後に開催をし、そこでも十分な説明をし、町民の方々向けの補助の円滑な執行に向けて事前準備というものも含めて努めていきたいと考えてございます。

また、はちどり補助金、省エネ家電の買換え補助の一つであります冷蔵庫補助についてであります。昨年9月議会の補正予算のときにもお話をしたのですが、省エネ効果というのが高く、24時間電力を消費し、さらに各家庭にあるということから、この補助の導入に踏み切ったところでございます。この補助を導入することによって、本町がゼロカーボンを推進するに当たり省エネ家電に買い換えることがCO₂の削減につながり、次世代の子供たちのためになるものと考えておりますが、この冷蔵庫補助、12月議会でもお話をしましたが、現時点では重点対策加速化事業と同じ令和9年度までの5年間のこの事業と考えておりますが、最終年度までにどの程度買換えが進んだかというものを実績を見ながら、その以降については判断をしていく必要があるのかなと思っております。ただ、この事業、議員おっしゃるとおり、町単独事業となりますので、省エネ家電の買換え補助について全家庭で取り組める冷蔵庫の買換え補助、これが第一ではないのかなと考えておまして、その財源であります。これ国、道からの補助がなくて、現状は個人版のふるさと納税、それから企業版のふるさと納税による寄附をこの補助の財源として充当しているところでございます。新年度、企業版のふるさと納税につきましても大手の実績のあるサイトなどに掲載するなど町のPRというものにも努めて、財源の確保というものに努めてまいりたいと考えてございます。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
矢坂議員

再質問があれば許します。矢坂議員。

ほかの省エネ家電への拡充は今のところ考えていないとお話でしたが、冷蔵庫補助につきましては5年間でどれだけの方が買換えできるのかは分かりませんが、今後も状況の把握、先ほども町長お話をしましたが、状況の把握ですとか要望等、耳を傾けながら、より多くの皆さん

が補助を活用できるよう5年以後の継続についてもぜひ今後検討していかれることを要望しておきます。

このはちどり補助金のネーミングにつきましては、私の住んでいる地区の下居辺公民館にも掲げてあります土幌町環境宣言の一文からの引用である今私たちにできることの一滴でふるさと土幌を環境に優しい町にしていこうという意味において、大変この事業にふさわしい、的を射たすばらしいネーミングセンスだなと感銘を受けました。その一滴の気持ちを一人でも多くの方が持てるようにこれからの施策の中で小さなことでも取り組めるような、例えばですが、町内でのLED製品の購入に使えるクーポンを発行するなど、どの家庭でも無理なく、そして家計に優しい事業なんかも十分な財源を確保できた暁には考えてみてほしいなと思います。

次に、ゾーニング事業について伺いますが、最初のご答弁でゾーニングマップが完成したとありましたが、このゾーニング事業を行うことによる効果というのはどのようなものがあるのか、これについて伺いたいなと思います。

河口議長
高木町長

答弁求めます。町長。

お答えをさせていただきたいと思います。

まず、環境宣言でございますが、下居辺公民館をはじめ全地区の公民館にこの土幌町環境宣言を掲げてございます。平成21年当時、この宣言の前文に盛り込んでいただいたということで、この名前をつけることができたところでございます。その当時関わっていただいた方々にも感謝を申し上げたいと思ってございます。

ご質問のゾーニング事業についてであります。今回の行政報告の中でも述べさせていただきましたが、町内において制限をする効果、それから再エネを促進をしていく効果があると考えております。制限をすると、再エネの制限をする効果としましては、このマップをホームページなどで公開をすることによりまして、一昨年あたりから町外の、本町に縁もゆかりもない太陽光の事業者が、価格が低くなったとはいえ、FITの売電での設置をしたいという問合せを町の担当でも受けておりまして、昨年の秋の町づくり懇談会において、ある地区では町民の皆さんが所有する土地に対して数多くの問合せが来ているとお聞きをして、そういったふうになっているのだなと実感をしているところでございます。そのような事業者から土幌町の良好な自然環境を守ると、そういった効果があると考えております。その一方で、このマップ上の促進エリアの中にさらに促進区域というものを新年度のゼロカーボン推進協議会で設定をしていく予定としておりますが、この促進区域を設定いたしますと、本町が現在採択を受けております重点対策加速化事業の補助総額の増額ですとか、町内の事業者が促進区域で太陽光発電を設置する場合の補助の採択を優先的に受けられることですか、採択時の加点の要

河川議長
矢坂議員

素になるなどのメリットがございますので、最大限このメリットの享受に努めてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

再質問があれば許します。矢坂議員。

ゾーニング事業については、町外の太陽光事業者からの設置の働きかけから土幌町の土地を守っていく効果があるのだと。それとともに、促進区域の設定により重点対策加速化事業の増額、あるいは町内事業者の補助の優先や採択面でのメリットがあるというご説明で、大変よく分かりました。

町では2050年実質ゼロへの目標削減量として10万3,000トン、中間年度の2030年には4万9,000トン、2013年の基準年からの割合にして48%の削減が必要であるとの試算を示されております。これらを達成していくという上では、このゼロカーボンへの取組を年度単位で可視化、いわゆる見える化をしていくことが町や町民にとっても持続的な取組へのモチベーションになる、それとともに次の事業展開への点検材料にもなるのではないのかなと思いますが、それについての考え方を伺いたいと思います。

河川議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

お答えをさせていただきたいと思います。

数値での可視化ということですが、ご質問いただいたとおり、大変よい取組だと考えております。議員の質問の中で10万3,000トンというお話がありましたが、本町、製造業関係の工場分が多く、そこからの排出量が全体の約7割を占めているということで、それ以外で各家庭からの排出量については、約1割の1万トンということになります。例えばでございますが、令和5年度の冷蔵庫の買換え補助で178件を補助させていただいていると先ほど答弁をいたしました、この178件の買換えをしていただいたことによるCO₂の削減効果というものを積算をさせていただいて、1台1台容量に応じての削減効果というものを積み上げますと、26トンとなっております。一般家庭からの排出量の1万トンから見ますとまだまだ程遠い数字ではございますが、新年度もこの予算等を可決いただきましたら、買い換えられた冷蔵庫によるCO₂の削減効果がさらにそこからまた積み上がっていくという形になりますので、冷蔵庫だけではなく、太陽光発電、蓄電池、それから高効率給湯器の入替えについてもその数値を積み上げまして、ホームページ等で公開し、見える化を図っていきたいと考えてございます。ただ補助するだけということではなくて、皆様が買換えなどをしていただいたことによって町民の皆様にとって電気料金の削減ということにもなりますが、一人一人が一滴ということではございますが、地球温暖化を抑制する、そういった取組を行っているということで、次の世代のためのSDGsな取組をしていることを実感できるよう数値化、そして見える化に努めてまいりた

河口議長
矢坂議員

いと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

再質問があれば許します。矢坂議員。

この見える化については、町民のゼロカーボンへの意識と町が取組を進めていかれる上で一体感を持つということの意味では大変重要なかなと思いますので、ぜひとも工夫しながら進めていただきたいと思います。また、ゼロカーボン政策についての町のホームページの中で、これについては専用ページを設けて、各種事業の詳しい内容ですとか、先ほど話に出ました削減量などの、その見える化の部分、あるいは先ほどもありましたはちどり補助金のネーミングの由来ですとか環境宣言の全文なども掲載して、施策の中身を一元化することでワンクリックで町民の皆さんにもより分かりやすく、親しみが持てるものになると思いますので、ホームページに、どこか見やすい場所に掲載していただきたいと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

ここまでゼロカーボン政策についての具体的な事業の取組に対してお聞きしてきました。事業の面は国や道との今後のやり取りの中で継続されていくものもあれば、また新たに追加されているというようなこともあるのだろうと思います。いずれにしても、限られた財源の中で一人でも多くの皆さんがゼロカーボンへの関心と理解、そして行動へとつながるような事業へ発展することを願うものであります。

最初の通告文の中で次世代につながるゼロカーボンとの言葉を申しましたが、今始まりましたこの取組は言うまでもなく次世代へ持続的に受け継いでいくことが必要だと考えます。その意味においても、これから士幌町を担っていく次世代の子供たち、若い人たちに環境への関心を持ってもらい、今士幌町が歩もうとするゼロカーボンへの理解を深めてもらうような環境教育のような取組を考えていらっしゃるかどうか伺いたします。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

お答えをさせていただきたいと思います。

本町のホームページにつきましては、令和4年の3月に全面更新をしてから御覧いただいている方のアクセス数というのが着実に増えてきております。全体的に見やすくなっていると考えてございますが、議員おっしゃっていただいた一元化の部分につきましてはなるべく皆様の意に沿えるようさらに工夫、そして対応をしていければと考えてございます。

次に、これから士幌町を担っていただく次世代の子供、それから若者たちに対する環境教育という部分についてですが、この点につきましても新年度からこの取組をさらに進めていくよう準備をしているところでございます。昨年の12月3日に女性団体連絡協議会主催の女性まつりというのがあったわけなのですが、資源エネルギー庁の講師派遣制度を活用した省エネセミナーというものを開催いたしまして、200人以上の

方々がこの講演を聴いていただきましたが、この事業を次年度以降も活用いたしまして、各小中学校へ学校が希望する時期に講師を派遣し、小中学生向けの啓発というものも順にやっていこうと考えてございます。また、子供たちだけではなく、様々な世代の方々に次の世代のためへの啓発というものも必要と考えてございますので、これも昨年8月24日に実施をしたのですが、NPO法人環境自治体会議から講師を再度招きまして、次の世代に向けた講演会というものも新年度に実施をしていけるよう準備をしているところでございます。さらに、出前講座メニュー、町職員が行っているわけでありますが、この中にもゼロカーボンについてというものも、メニューもございますので、担当の職員が出向きますので、こちらも各地域、あるいは職場、職域で活用していただければと考えてございます。次の世代のために幅広い世代の方への啓発の機会をより増やしていきたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

河口議長
矢坂議員

再質問あれば許します。矢坂議員。

環境教育のようなものについては、子供たちだけではなくて、大人も含めた事業を考えているとのことですが、先ほども申しましたとおり、次世代につながる持続的な取組こそがこのゼロカーボンへの挑戦においては最も大事な部分なのかなとも思います。老若男女みんなが環境に対して何らかの形で携わっていくことが土幌町の未来へのたすきリレーになるのだと思いますので、ぜひとも持続的な取組になりますようお願いをいたします。

最後になりますが、土幌町2050年ゼロカーボンへの長い道のりが今始まったばかりです。本町が真の意味で真の豊かな農村であり続けるために様々な事業を通じて今できることを積み重ねながら、決して焦らず、無理はせず、ハチドリの一滴が理念の中心としてあるならば、必ずや明るい未来が開けることを信じ、今後もこの町が一丸となってこの大きな目標に向かって進んでまいりますようご期待を申し上げますとともに、最後に高木町長のこの政策に対する思いをお聞かせいただき、私の質問を終わりたいと思います。

河口議長
高木町長

答弁求めます。町長。

この脱炭素、ゼロカーボンというものは、今世界的な潮流でありますし、先進国である日本は2050年での達成を目標としているところでございます。本町では、先ほど申し上げましたように、平成21年に制定いたしました土幌町環境宣言にありますように、私たちはかけがえのない環境を次世代へ引き継ぐために地域の環境を大切にする責任があります。今私たちにできることの一滴でふるさと土幌町を環境に優しい豊かな町とするため、ここに宣言をいたしますとしてございます。この目標達成していくということはもちろん大切なことではありますが、それ以上に大事なことは町民一人一人が自分事としてゼロカーボンというもの

	を捉えて、私たちにできることの一滴の行動で目標を達成をしていくということだと思っております。町民の皆様と力を合わせて挑戦をし続けることで、この士幌町がさらに大きく飛躍できるものと考えてございますので、議員の皆様、そして町民の皆様のさらなるご支援、ご協力をお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
河口議長	以上で矢坂賢哉議員の質問を終わります。 ここで13時10分まで休憩いたします。 午前 11時56分 休憩 午後 1時10分 再開
河口議長	休憩を解き会議を再開します。 質問順位5番、曾我弘美議員。
曾我議員	私は、町長に高齢者の暑さ対策についてお聞きしたいと思います。 昨年北海道は記録的な暑い夏となり、命に関わる暑さとなりました。特に高齢者においては体温調節機能が低下し、室内であっても熱中症にかかるリスクが高くなっております。本町における熱中症から高齢者の命を守る対策として、今後の対応についてお伺いいたします。
河口議長 高木町長	答弁を求めます。町長、登壇願います。 曾我議員のご質問にお答えをさせていただきます。 昨年8月、帯広市では最高気温が30度以上の真夏日を15日間観測し、2010年と並んで最も多くなったところであります。また、昨年より全国で開始された熱中症の危険性が極めて高い状況が予測される場合に発せられる熱中症警戒アラートも7月26日から29日及び8月22日から25日にかけて発表され、大変暑い夏になりました。本町におけるこれまでの暑さ対策に係る取組については、一般町民を対象として防災ラジオや広報紙、町ホームページ、ラインなどのSNSを使用して注意喚起を図っているところではありますが、特にリスクの高い高齢者を対象とした取組としては、熱中症警戒アラートが発せられた際に保健福祉課職員のほか、ケアマネジャーや介護ヘルパーなどと連携し、電話や訪問による小まめな水分補給の啓発と安否確認を行ってきました。今後の対応についてであります。北海道に住む私たちはこれまで夏の暑さは数日我慢すれば涼しくなるという感覚で扇風機で対応してきたところが多いと思われます。そのような中、北海道においてはエアコンを設置している家はまだまだ少ない現状にあり、特に高齢者世帯にとってエアコンの設置は金銭的負担が大きいと感じるところであります。つきましては、新年度予算において新たに町単独事業でエアコンのない高齢者世帯を対象にエアコンの購入及び設置費補助を予算案として提案させていただいており、費用の2分の1かつ補助金の上限7万5,000円の範囲で補助す

	るもので、熱中症対策の一助として活用していただきたいと考えています。今後におきましても、熱中症対策に係る正しい情報伝達に努めるとともに、熱中症から高齢者の命を守る取組に努めてまいりたいと存じます。 以上、曾我議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。
河川議長 曾我議員	再質問があれば許します。曾我議員。 新たに高齢者世帯を対象にエアコン購入、設置費補助を予算案に上げておりますが、設置をためらう世帯もあると思います。そこで、公共施設で避暑地対策をできる場所がないか、またその場所のお知らせを防災ラジオやライン等で呼びかけてはどうか伺います。
河川議長 高木町長	答弁求めます。町長。 お答えをしたいと思います。 町内の公共施設における冷房、エアコンの設置については、まだまだ進んでいない状況ではありますが、今年の夏に向けましては利用できる施設を検討していきたいと思っております。また熱中症警戒アラートが発令された場合、これまで同様にこのアラートの周知に併せて小まめな水分補給などの啓発を行うとともに、命の危険が及ぶような場合について避暑施設の開設についても防災ラジオで周知をしていくこととしたいと考えているところでございます。 以上であります。
河川議長 曾我議員	再質問があれば許します。曾我議員。 そこで、図書館を避暑施設として活用してもらうためにいろいろな方法でお知らせがあれば、対策の一つとなるのではないかと考えます。また、コミュニティバスの運行ルートにもあることから、利便性も確保できるのではないかと考え、それについて伺います。
河川議長 高木町長	答弁求めます。町長。 お答えをしたいと思います。 避暑施設として、エアコンが設置をされている公共施設の中からまずは福祉関係の施設でどこに設置するかというのは検討を進めたいと思っております。具体的に現在考えられるのは、総合研修センターの会議室、それから町民保健センター、それから共生型常設型居場所として昨年からの開設をいたしましたもりのくまさんにもエアコンを設置することになってございますので、こちらの今お話をした施設が活用できるのかなと考えているところであります。議員からお話のありました総研の図書館につきましては、教育委員会との協議は必要でございますが、基本的には社会教育施設ということですので、災害時は別といたしまして、そこを避暑施設とすることは今のところ考えてございません。ただし、図書館ということですので、暑い日に開館時間の中で本を読みながら涼んでいただくと、そういった利用についてはぜひ利用いただければと考えているところでございます。

河口議長 曾我議員	以上であります。 再質問があれば許します。曾我議員。 高齢者の命を守るためサロン等が行われている施設にもエアコン設置を早急に進め、また民間施設とも連携を図り、高齢者の暑さ対策を行っていただきたいと思います。
河口議長 高木町長	以上で私の質問終わります。 答弁求めます。町長。 お答えをしていきたいと思います。
	先ほど申し上げましたように、公共施設においてもまだまだ冷房、エアコンが、役場を含めてであります、設置がされていないということで、今年の夏に向けましては、先ほど申し上げましたように、既に冷房がついている施設を使いながらと考えているところでございます。今後そういったサロンなどを行っている公民館ですとか、それに類するような施設についての冷房の設置についてであります、今回の行政報告の中でも申し上げましたとおり、令和5年度に公共施設への太陽光発電設備などの導入調査というのを実施したところでございまして、今後におきましてはエネルギーをつくるということも含めて各種補助事業などを最大限活用しながら再生可能エネルギーの活用と併せて町民が多く利用する施設から冷房の設置というものを公共施設についても計画的に冷房の、エアコンの設置というものを進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。
河口議長	以上で曾我弘美議員の質問を終わります。
西山議員	質問順位6番、西山伸宏議員。
	私から2問質問させていただきたいと思います。 まず、1点目、土幌町のDX推進について。土幌町ではDX、デジタルトランスフォーメーションを推進していますが、例えば土幌町公式ラインを活用した印鑑登録証明等の交付申請や町民向けの各種情報の発信、認定こども園の欠席連絡、また今月からは管内では珍しいヒグマ情報の発信を開始し、新年度には小中学校での欠席連絡の活用が予定されています。さらには、役場庁舎等ではクラウドPBX電話を導入するなど町民が便利になるだけでなく、職員の業務の効率化や生産性の向上が図られると考えています。DXの推進は、働き方改革にも寄与し、テレワークや柔軟な働き方を実現し、職員の満足度を向上させるなどのメリットがありますが、今後において町としてDXをどのように推進していくのかお伺いします。
河口議長 高木町長	答弁を求めます。町長、登壇願います。 西山議員のご質問にお答えをさせていただきます。
	本町のこれまでの取組経過であります、議員のご質問にありますように、土幌町公式ラインにつきましては令和4年9月の開設以降身近な

行政関連の連絡や行事、イベントのお知らせなど各種情報を幅広く発信することが可能となったことに加えて、住民から町への情報提供のほか、コロナワクチン接種予約や認定こども園の欠席連絡、住民票、印鑑登録証明書の申請など双方向コミュニケーションの手段として活用され、様々な機能の追加、充実により利用される方の利便性の向上はもとより、職員の業務の効率化にもつながっているものと考えているところであります。また、昨年10月から運用を開始したクラウドP B Xにつきましては、庁舎をはじめ町内の小中学校、高校、車両センターなどにスマートフォンを配置し、場所を問わない内線電話の利用、外線電話の保留時間の短縮などが可能となり、電話業務においてもD X化が図られているものと考えております。

国においては、昨年閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画に示すデジタル社会のビジョン実現のためには住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとし、本年2月に改定された自治体D X推進計画に盛り込まれた重点取組事項には自治体フロントヤード改革の推進、自治体情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、利用の推進、テレワークの推進などが列挙され、自治体のD Xを推進する意義は大きく、国は各種支援策により自治体の後押しをするとされています。

今後の町の取組としましては、私の町政執行方針でも触れましたが、町の情報発信という面では土幌町公式ラインなどのS N Sの積極的な活用を図り、マイナンバーカードの利用による各種証明書の申請やデジタル技術を活用した公的サービスの効率化などを積極的に進めていきたいと考えており、デジタルディバイドの解消も併せて、デジタル技術やA Iなどの活用により業務の効率化や行政サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、西山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
西山議員

再質問があれば許します。西山議員。

土幌町公式ライン、私も登録して使っておりますが、お知らせなどが気軽にすぐ確認できることもあり、大変便利だなと思っています。町長の答弁の中にもありましたが、導入から1年半が経過しました土幌町公式ラインについては、その機能のさらなる充実に期待しているところであります。様々な分野で最大限に活用していただきたいと考えています。町長は就任以降土幌町公式ラインを含め、町におけるD X推進に取り組まれてきましたが、現時点で町長自身これまでの取組を振り返り、どう自ら評価されているのかお伺いします。

河口議長
高木町長

答弁求めます。町長。

お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど回答させていただいたとおり、今後も引き続き土幌町の公式ラ

インとマイナンバーカードの利用による各種証明書の申請ですとか、公的サービスの効率化と行政サービスの向上を引き続き積極的に進めていきたいと考えてございます。これまでの取組の評価ということでありますが、特に本町の公式ラインにつきましては情報の積極的な発信にとどまらず、住民から町への情報提供として例えば道路、河川の不具合のほか、ヒグマに関する通報ですとかコロナワクチンの接種予約、そして認定こども園の欠席連絡、そして各種証明書の申請、水道の開栓、閉栓届など、こういった双方向コミュニケーションの手段として活用が進んでおります。十勝管内で見たときに一歩進んだラインの活用ができているものと評価をしているところでございます。今年4月以降は小中学校の欠席連絡というものも開始をする予定でございますし、今後においては例えばコミセン、総研などの施設、会議室の予約ですとか、税の証明書などの郵送申請、またまだまだ様々な機能の追加というものも可能でありますので、町民の利便性の向上というところを第一に考えまして、また併せて職員の業務の効率化というものにもつなげていきたいと考えているところでございます。

河口議長
西山議員

再質問があれば許します。西山議員。

行政におけるDXの推進に当たっては、町民のメリットとして各種申請手続が簡単になるなど、生活のいろいろな場面でその恩恵やメリットがあると考えています。その一方で、土幌町公式ラインを含めその使いやすさ、扱いやすさが重要になってくると思っています。実際に町民の中にはスマートフォンの操作の苦手な方、インターネットが苦手な方もいます。そこで、人に優しいという視点も忘れずにDXの推進に取り組んでほしいと考えていますが、この点町長はどのように考えているのかお伺いします。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

お答えをしたいと思います。

先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたが、デジタルディバイドの解消、いわゆる情報格差の解消というところが課題になってくるかと考えてございます。こういった情報通信技術が進歩するとともに、情報格差の広がりも深刻化すると言われておりまして、誰一人取り残さないデジタル化、DXの推進、実現に向けて何ができるかという点は今企業や自治体にとって大変大きく難しい課題ではないかと考えてございます。議員ご指摘のように、人に優しいという視点について町民の方々がまずスマートフォンやタブレット端末などのデジタル機器を使わなくても役場窓口でマイナンバーカードなどを使って各種手続を行う際に便利に行うことができるというようなデジタル化、DX化というものをまず進めていきたいと考えております。また、特に高齢者の方々とスマートフォン苦手だと、ラインなどもなかなか使えないという方も当然一定程度いらっしゃるというのも事実でありますので、今後この10

年ぐらいについてはこれまでの紙媒体というものとデジタル機器を並行させながら行政サービスについては行っていく必要があるのかなと考えているところでございます。スマートフォン、ラインなどこんな便利な使い方、機能がありますよという紹介はさせていただきながら、使ってみたいという方にはサロンなどを活用して、その使い方などについて高齢者の皆様に寄り添った丁寧なサポートというものを行ってまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

河口議長
西山議員

再質問があれば許します。西山議員。

ぜひ丁寧なサポート、よろしくお願いします。

続いて、行政の現場で話題となっている一つに、住民が書類を書かずに住民票などの交付が受けられる言わば書かない窓口の導入があります。道内では北見市がほかの自治体に先駆けて平成28年度に市内の企業と共同開発した窓口支援システムを導入したと聞いており、市民の負担軽減と市の職員の事務作業の軽減にもつながり、全国の自治体でも急速に広がりを見せています。また、紙文書による決裁処理を電子化する電子決裁がありますが、コロナ禍で進んだテレワークの普及を背景に業務のペーパーレス化を一層進めるため電子決裁を導入し、定着している自治体も全国的に増えていると聞いています。

そこで、士幌町においても今後さらなるD X推進の一環として書かない窓口や役場内の電子決裁の導入を検討してはどうかと思います。町長の考えをお伺いします。

河口議長
高木町長

答弁求めます。町長。

お答えをしたいと思います。

この書かない窓口、それから電子決裁の両方とも本町においても導入をしていきたいシステムだと考えております。まず、書かない窓口につきまして、議員からお話がありましたように、北見市での導入、取組というのが有名でございまして、役場側の保有する情報やマイナンバーカードなどのデジタルの力を最大限活用することで何回も同じことを書かないと、それから窓口を回らないというようなものを実現をするものでございまして、これらにより窓口手続における住民の皆様の負担の軽減ということと窓口サービスの向上につながるものと私としても認識をしているところでございます。導入に当たっての課題としましては、何といたっても導入費用ということと毎年の保守経費、こういったシステム、毎年の保守というのが非常にかかりますので、こういったシステムについては基本的に例えば10万人の市役所であっても本町のような6,000人弱の自治体であっても、使用する端末の数で多少費用は変わってくると思うのですが、基本システムですとか保守の金額というのは変わらないということですので、当然ながら住民1人あたりに割り返しますとコストが本町の場合は大変大きな金額になってくるのかな

ということでございます。これらについてはデジタル田園都市国家構想の交付金などDX関係の補助事業の活用も含めまして費用対効果というものもしっかり考えながら、導入の時期などを見極めていきたいと考えているところでございます。

また、電子決裁についてであります。こちら行政文書ですとか収入、支出の伝票の電子化ということで、透明、公正な管理、あるいはペーパーレスによる保管スペースの削減、また出張中や在宅勤務でも決裁が可能ということで、決裁のスピードアップなど数多くのメリットというものがあると認識をしております。最終的に働き方改革や行政サービスの品質向上につながっていくものと考えてございまして、これも先ほどと同じになるのですが、非常に経費的なものもございまして。道内におきましては1万人規模の比較的小さい自治体でも導入事例がございまして、こういった先進自治体への視察、それから導入経費、それから保守経費などをしっかり調査を行いながら導入について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

河口議長
西山議員

再質問があれば許します。西山議員。

いろいろ検討しながらちょっと進めていただけたという前向きな答弁だったかなと受け止めています。いずれにしても、町のDX推進は職員の業務の効率化、生産性の向上が図られ、町民にとっても利便性の向上が図られるものだと考えています。また、町がDX推進を進めている中で、議会でもDXまたはデジタル化を少しずつ検討していただけたかなと個人的には思っています。今後においてもぜひ積極的に推進していただくことをお願いし、私の1問目の質問を終わります。

河口議長
高木町長

答弁求めます。町長。

先ほどからの繰り返しにはなってしまうわけですが、いろんな先端機器等もございまして。その中でやはり住民サービスの向上というところを第一に考えながら、それに併せて職員側の業務の効率化という両面を進められるよう、また働き方改革というふうなものにも対応していけるよう進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

河口議長
西山議員

西山議員。

続きまして、介護人材の確保について町長にお伺いします。

介護人材の確保について。介護業界は、2025年に団塊の世代が全て75歳以上となり、超高齢化社会を迎え、介護職員の不足が深刻化するいわゆる2025年問題が指摘されています。厚生労働省は2025年度に約32万人の介護人材が不足すると試算しており、十勝管内の介護事業所でも以前に比べて人手不足の話をよく聞くようになり、介護人材の確保は大きな課題になっています。現在特別養護老人ホームほほえみでも介護職員の確保は難しいと聞いていますが、介護人材確保の対策についてお伺いします。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

西山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

厚生労働省の第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数については、2019年度の介護職員約211万人を基準に2023年度約233万人、2025年度に約243万人、2040年度には約280万人、2019年度の基準と比べ約69万人の介護職員を増やす必要がありますが、現状の介護職員数と大きなギャップがあるため、介護人材の確保と定着対策が重要となります。本町の特別養護老人ホームの介護職員は、現在正職員31人、会計年度任用職員15人の合計46人が勤務しており、特別養護老人ホームの人員基準であります入所者数3人に対して1人の介護職員等の基準を満たしているものの、産休、育児休業、職員本人の体調不良や子供、家族に関する急遽の休みなどの対応に苦慮している状況にあります。特別養護老人ホームがよりよい介護サービスを実施する上で介護人材の確保と定着の取組及び職員の資質向上が重要となります。

特別養護老人ホームの介護人材確保の取組としまして、帯広大谷短期大学など介護系の教育機関等への求人情報の提供、ハローワークや町ホームページ、役場だよりなどを活用した求人活動を中心に展開しています。今後の介護職員募集に当たりましては、実務経験や介護系の資格の有無にかかわらず介護で働きたいと思う方を積極的に受け入れてまいりたいと考えてございます。また、介護人材の定着のための取組としましては、新人職員に対しては施設内の新人担当職員によるサポートの実施、施設内研修を実施することにより介助技術、技能など資質の向上や職場の環境改善、職員のやりがい高める取組により職員のモチベーション維持につなげ、離職防止に努めているところでございます。

特別養護老人ホームは、町立病院とともに福祉村の中核施設であり、入所高齢者の生活の場であります。選ばれる施設となり、よりよい施設介護サービスを提供するためにも介護人材の確保に最大限努めてまいりたいと存じます。

以上、西山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
西山議員

再質問あれば許します。西山議員。

求人活動、研修などを実施され、また人員基準は満たしているとのことでしたが、産休等の休業の休みなどがあつた場合にはちょっと人員配置が厳しいとのこと、そして対策として資格がない方も募集するということでしたが、いろいろ方策、対策行われていると思いますが、今現在多くの十勝管内の介護サービス事業所では介護人材を確保するための対策に苦慮しています。介護人材が確保、定着できなければ介護サービスの縮小、またはサービスの中止をしなければなりません。介護サービスを使いたい家族、高齢者が利用できなくなり、いわゆる介護難民が増えてしまうということになります。介護人材の確保はまさに待ったなしの状態です。人材の確保のために様々な対策をしなければなりません。

河口議長
高木町長

が、他施設でも業務の効率化と介護職員の負担軽減のためにＩＣＴ、デジタル化など取組が活発になってきています。特養ではＩＣＴ、デジタル化の考えはあるのでしょうか。また、もう取り組まれているのであれば、現状をお伺いします。

答弁を願います。

お答えをしたいと思います。

介護における人手不足というものを解消するための一つの対策として、西山議員がお話ありましたとおり、介護ロボットですとかＩＣＴ技術の活用、それからデジタル化によります効率化等による職員の負担軽減、それから生産性の向上というものが期待をされます。本町の特養では、本年の第１回の臨時会で補正予算の可決をいただき、北海道の補助事業を活用して、介護記録などの電子化を推進するために本年度中にタブレット機器端末８台と介護記録のシステムというものを導入し、事務の効率化や情報共有をすることによりまして、よりよいサービスの提供に向けました取組を今進めていくところでございます。また、特養、厳しい経営状況にもございますが、令和６年度以降も利用者の安全を確認をします見守りのシステムなど、こういったものを補助制度などを利用しながら、また介護ロボットやＩＣＴ機器の導入を併せて進めていきたいと考えているところでございます。

河口議長
西山議員

再質問あれば許します。西山議員。

ＩＣＴ、介護ロボット等の導入を検討していくということで、対策をどんどん進めていってほしいですが、特養のほかにも土幌町内には介護サービス事業所がありますが、町内の事業所でも人手不足はあると思われるんですが、町としてほか事業所に対してバックアップなど何か方策や考えはあるのでしょうか。考えをお伺いします。

河口議長
高木町長

答弁求めます。町長。

町内の介護関係の事業所に対する介護人材の確保の方策ということでございますが、これまで町の特養以外の民間の各介護事業所におきましては、個別にハローワークを使う、あるいは人づてに人材というものを確保されてきたのかなと思っているところでございます。やはりここ数年、福祉関係の事業所において職員の不足というものが介護に限らず大きな課題となっているところでありまして、今年１月に開催をしました、町の保健福祉分野懇談会を開催しているのですが、この中で人材、職員などの確保についてをテーマとしまして、課題と対策について懇談の場を持ったところでございます。この懇談の中では、特に介護分野での人材確保ということが大きな課題でありまして、個別に確保していくということが難しくなっているということで、町と関係事業所、連携しながらまたさらに検討を進めていく必要があるとこの場で、この懇談会の中で共通認識を持ったところでございまして、早速今年の２月末に各介護あるいは福祉関係の事業所の代表者の皆様にお集まりいただきま

して、具体的な対策を幾つか取り上げて検討させていただきました。この中で出ております意見としましては、士幌町の無料職業紹介所での募集、それから町の定住促進施策との連携をしっかりとすべきではないか、それから人材育成に係る助成制度などについて議論をさせていただいたところでございます。町ではこれまでの介護職、看護職に加えて、新年度より保育士などの福祉人材の確保に特化をいたしまして、奨学金返還支援金制度というものを新年度予算に提案をさせていただいているところでございますし、介護従事者就業支援補助金という制度もございますので、事業者、そして学生といいますか、職を求めている方にこの制度を積極的に活用いただくよう、その周知にも努めていきたいと考えているところでございます。いずれにしても、各関係機関、町としっかり顔の見える関係というものを構築しながら情報交換、意見交換を重ねて、この介護人材の確保というものに取り組んでまいりたいと考えてございます。

河口議長
西山議員

再質問があれば許します。西山議員。

介護人材の確保は、士幌町全体で取り組まなければならないのかなと。この大きな課題は、クリアできないと思います。私が思うのは、人材の確保は前は求人を出せば人材が確保できていましたが、今では待っていても人は来ません。こちらからプレゼン、またはアピール、積極的に行い、広報活動も重要だと思います。皆さんご存じのとおりと思いますが、介護の仕事はネガティブなイメージがとても強く、子供たちにもあまりいいイメージを持たれていません。介護という仕事を知らう、触れてもらうということが大事だと思います。ここで提案ですが、小中高で出前授業やボランティア募集し、体験してもらい、介護の仕事のきっかけをつくり、未来の人材の確保のために行ってはどうか。

河口議長
高木町長

答弁求めます。町長。

お答えをしたいと思います。

まず、本町特養における取組であります、特養独自のフェイスブックというものを使いながら入所者の皆様の生活や行事の様子をお知らせをしているところでございます。こういった取組も引き続き行うとともに、議員おっしゃるとおり、これから将来を担っていきます子供たちに介護に限らず多くの仕事の現場というのを見てもらい、将来の就業の選択肢に入れてもらうということは非常に重要なことかと思っています。これまでの取組といたしましては、本町では中学校2年生において実施をしております職場体験学習、それから士幌高校2年生であります、インターンシップというのがございます。この中で、これいろんな職場の希望等のマッチングというのがあるのですが、それらに本町の特養、それから民間の事業所も対応いただけてきた、協力いただけてきたという経過はございますが、コロナの期間はちよっ

		となかなかこの受入れも難しかったりする場面もありましたが、今後においては引き続きこういった取組をしっかりと行うとともに、出前講座という部分を、今お話ございましたが、そういった出前講座のメニューもこういったもの入れさせていただいて、様々な職業の中でこの介護という仕事もしっかりPRしていきたいと思ってございます。今後におきましても、中学校、小学校も含めてであります。小中、それから本町立士幌高校と連携をしながら生徒の受入れ、あるいは出前講座を通して介護の現場を知ってもらうきっかけづくりというものを積極的に進めてまいりたいと存じます。
	河口議長 西山議員	再質問があれば許します。西山議員。 介護人材の確保は、先ほども言ったように、待ったなしです。待っていても人は来ません。行動を起こさなければ、介護人材の確保は難しいです。まさに行動力だと思います。ぜひこの大きな課題を町長がスローガンに挙げているチーム士幌で官民一体となり、積極的にぜひ取り組んでください。
	河口議長	これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。 答弁要らないよね。 (何事か言う者あり)
	河口議長	要る。 答弁を求めます。町長。
	高木町長	繰り返しになりますが、各関係機関において顔の見える関係を構築しながら、チーム士幌ということで介護人材の確保に取り組んでいきたいと思ひますし、西山議員におかれましては介護事業所での勤務の経験もおありだということですので、現状を俯瞰をする中でご提言などまたさらに賜りたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。
3	河口議長	以上で西山伸宏議員の質問を終わります。 日程第3、議案第7号「教育委員会教育長の任命について」を議題とします。 暫時休憩します。 午後 1時53分 休憩 (土屋教育長退席) 午後 1時53分 再開
	河口議長	休憩前に引き続き会議を再開します。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
	高木町長	議案第7号は、人事案件でございます、教育委員会教育長の任命についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

4		現在教育長の土屋仁志氏が本年3月31日で任期を迎えるわけであり ますが、引き続き同氏を任命したく、提案をさせていただきます。 ご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の 説明とさせていただきます。
	河口議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第7号 を採決します。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。 暫時休憩します。
		午後 1時55分 休憩 (土屋教育長入場) 午後 1時55分 再開
5	河口議長	休憩前に引き続き会議を再開します。 日程第4、議案第8号「監査委員の選任について」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
	高木町長	議案第8号も人事案件で監査委員の選任についてであります。地方 自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。 現監査委員の佐藤宣光氏が本年3月31日で任期を迎えるわけであり ますが、新たに記載のとおり●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の寺田 和也氏を選任したく、提案させていただきます。 ご審議の上、同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由 の説明とさせていただきます。
	河口議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第8号 を採決します。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。 日程第5、議案第9号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」 を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
	高木町長	議案第9号も人事案件でございます。固定資産評価審査委員会委員 の選任についてであります。地方税法第423条第3項の規定により、 議会の同意を求めるものであります。 現委員の高下慎一氏が本年5月21日で任期を迎えるわけでありま すが、引き続き同氏を選任したく、提案させていただきます。

6	河川議長	ご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 （異 議 な し）
	河川議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。 日程第6、議案第10号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
	高木町長	議案第10号も人事案件でございますが、人権擁護委員の推薦についてであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。 現委員であります松浪智子氏が本年6月30日で任期を迎えるわけですが、引き続き同氏を推薦したく、提案させていただきます。 ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。
	河川議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第10号を採決します。 本案について当議会の意見は、適任とすることにご異議ありませんか。 （異 議 な し）
7	河川議長	異議なしと認めます。 よって、本案は適任とすることに決定しました。 日程第7、議案第11号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第11号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、特定任期付職員の給料等について、地方公務員法の一部改正に伴い、昨年職員の定年延長が4月1日から施行していることを踏まえ、他職員との整合性を図るために条例を改正するものでございます。また、専門性を有し、優秀な人材を確保することが厳しさを増していることから、これにより潜在的志望者の確保が図られるものと考えてございます。 それでは、説明資料の4ページを御覧願います。新旧対照表は5ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、現行の業績手当を廃止し、他の正職員と同様に勤勉手当を支給する旨の規定と文言の整理を行います。（1）では、第4条第4

		項及び第５項において業績手当の規定を削除し、（２）の第５条第１項で任期付職員の勤勉手当を職員の給与に関する条例から適用除外としていたものを適用するよう文言の整理を行っております。 次に、附則であります、この条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。 以上、議案第１１号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 （な し） 河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います （な し） 河口議長 討論なしと認め、これから議案第１１号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異 議 な し） 河口議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
8		日程第８、議案第１２号「報酬に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第１２号 報酬に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、近年各種選挙の投票当日の投票所の投票立会人について担っていただける方が固定されており、立会人の確保に苦慮するなど、選挙事務に限らず従事する方への長時間拘束する場合への配慮と担っていただける方の確保を目的として、長時間職務に従事する場合の報酬を増額するため、所要の改正を行うものでございます。 説明資料の６ページを御覧願います。新旧対照表は７ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。現行の条例における日額報酬の中では、６時間を超える場合に報酬額の２分の１を加算とすることが規定されておりますが、職務によっては従事する時間が１０時間を超える場合があることから、長時間職務に従事する場合の取扱いについての解釈を明文化し、加えて報酬額を増やすため、条例の改正を行うものでございます。主な改正内容ですが、業務時間が６時間を超える場合の規定について細分化し、業務時間が９時間以上の場合についての規定を新たに設けております。①では、業務時間が６時間以上９時間未満の場合は報酬額の２分の１を加算した額とし、②では業務時間が９時間以上の場合、報酬額に２を乗じた額といたします。 次に、附則でございますが、この条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。 以上、議案第１２号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。

		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで14時20分まで休憩といたします。
		午後 2時03分 休憩 午後 2時17分 再開
9	河口議長	休憩を解きこれより会議を再開します。 日程第9、議案第13号「特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第13号 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、職員が災害発生、もしくは発生するおそれのある場所においてその災害対応のために作業を行う場合、災害応急作業手当を支給できるように改正をするものでございます。 なお、本改正内容は、令和6年1月19日付総務省から技術的助言に基づき、人事院規則において定められている内容と同様でございます。 それでは、説明資料の8ページを御覧願います。新旧対照表は9ページから12ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、(1)で災害応急作業手当の規定を追加するため第3条において第8号を新たに設け、災害応急作業手当を規定いたします。 次に、(2)では災害応急作業手当支給の対象となる作業の内容や支給額を規定するため既存の第11条及び第12条を各1条ずつ繰り下げ、新たに第11条を設け、記載の第1号から第5号までの支給額を含め災害応急作業手当の詳細を定めております。 次に、(3)では作業が夜間に行われる場合やその内容が著しく危険である場合の加算について規定を設けるため第11条第3項で定めおり、夜間や危険な作業を伴う場合の加算支給率については記載のとおり規定を定めております。 次に、(4)はパートタイム会計年度職員においても同様の手当を支給できるよう、附則において同条例の改正に合わせて規定をしております。

10		なお、フルタイム会計年度任用職員については正職員と同じ扱いとなっておりますことを申し添えさせていただきます。 次に、施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和6年能登半島地震に対応できるよう令和6年1月1日から適用するものであります。 以上、議案第13号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) 河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います (な し) 河口議長 討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) 河口議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第10、議案第14号「士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第14号 士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。 議案の10ページを御覧願います。利用対象者の定義について法より引用していることから、第6条第3号中の第5条を第5条第1項に改めるものでございます。 附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。 以上、議案第14号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	11	日程第11、議案第15号「士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例を廃止する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

1 2	亀 野 副 町 長	議案第15号 土幌町看護職員等養成修学資金貸付条例を廃止する条例案について説明をいたします。 議案の11ページを御覧願います。この廃止につきましては、従前より少子高齢化に伴い医療、介護、福祉事業所の担い手不足の解消を図るため土幌町看護職員等養成修学資金貸付けを実施してきましたが、返還支援への制度見直しや対象となる資格職種の拡充を図るため新たな支援制度を整備いたしましたので、本条例を廃止するものでございます。 なお、新たに返還支援事業の要綱を制定した上で土幌町内に定住して就業する者が修学のために貸与を受けた奨学金を返還するための経費の一部を助成し、町の将来を担う若者の定住の促進を図ることといたします。 次に、附則でございますが、施行期日は令和6年4月1日からの施行であります。この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の土幌町看護職員等養成修学資金貸付条例の規定に基づく修学資金につき返還及び違約金の支払いを終了していない者については、従前の条例第5条から第11条までの規定は当該修学資金の返還及び違約金の支払いが終了するまでの間、なおその効力を有するものといたします。 以上、議案第15号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第12、議案第16号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」
		を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野	議案第16号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について
	副 町 長	説明をいたします。
		この改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に関わる関係基準の改正等により、令和6年度から令和8年度までの保険料の改定のため、条例を改めるものでございます。
		説明資料の16ページを御覧願います。新旧対照表は18ページから22
		ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。介
		護保険事業計画は、3年を1期として策定するとされており、令和6年
		度から令和8年度が第9期の計画期間となることにおきまして、計画期
		間中の第1号被保険者の保険料を定めるとともに、令和6年4月1日施
		行

		行の介護保険法施行令を改正する政令により保険料の第1段階から第3段階までの軽減措置の基準を定め、低所得者の保険料軽減強化を図り、負担能力に応じたきめ細やかな保険料を設定するため、課税層段階に1段階増設し、13段階とするなど所要の改正を行うものでございます。 なお、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画において介護保険料基準額は月額6,191円となりましたが、介護給付費準備基金から3年間で2,935万円を取り崩し、介護保険料基準額を月額5,800円とするものであります。 続きまして、主な改正内容ですが、(1)で介護保険料率に新しい介護保険料基準額、月額5,800円に対する各所得段階の保険料を規定し、所得段階を国の標準段階に合わせ、13段階としております。 恐れ入ります。次のページを御覧願います。第9期保険料を表の第9期計画の1段階、3万1,660円から13段階の14万6,160円までを記載のとおり改めるものでございます。 その他につきましては、引用条文の修正及び文言の修正を行うものでございます。 次に、前のページに戻っていただきまして、施行期日でございますが、この条例は、令和6年4月1日から施行し、経過措置として、同日以後の賦課される令和5年度以前の保険料については従前の例とするものでございます。 以上、議案第16号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
13・14 15・16		日程第13、議案第17号「土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、日程第14、議案第18号「土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、日程第15、議案第19号「土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、日程第16、議案第20号「土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防

亀 野
副 町 長

のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」、以上4件を関連議案として一括議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

議長のお許しをいただきましたので、議案第17号から第20号まで一括して提案理由について説明をいたします。

これらの改正につきましては、介護保険法施行規則及び国の基準省令が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。今回の改正につきましては、4件の条例について改めるものですが、それぞれに共通する内容が盛り込まれておりますことから、重複した場合には説明を省略させていただきますので、ご了承を願います。

それでは、議案第17号 土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたしますので、説明資料の23ページを御覧願います。主な改正内容ですが、（１）では管理者の兼務範囲を明確にするため、記載の改正条項第9条から第194条までの12の条項において規定を明文化しております。なお、条立ては異なりますが、議案第18号と議案第19号においても同様の改正が行われております。

次に、（２）では新たな情報通信技術の導入、活用への対応として、磁気ディスク、フロッピーディスクと明記した特定の記録媒体の文言を削除し、幅広い電子媒体の使用が可能である旨を改正条項の第11条第2項及び第205条で明確化しております。なお、議案第18号、議案第19号及び議案第20号においても同様の改正が行われております。

次に、24ページに移りまして、（３）は身体的拘束等の適正化の推進について①で身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけるため、改正条項の第94条、第199条で定めております。

次に、②で身体拘束等を行う場合の記録を義務化する旨を規定するため、記載の改正条項の第26条から第81条までの10の条項において規定を定めております。

次に、（４）は書面掲示規制の見直しについて、インターネットを活用したウェブサイトに掲載することを義務づけるためにこの記載の改正条項の第36条から204条までの12の条項において規定を改めております。なお、今ご説明をした（３）、（４）の改正は、条立ては異なりますが、議案第18号、議案第19号及び議案第20号でも同様に規定をするため改正を行っております。

次に、（５）では利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけについて、記載の改正条項の第108条の2を新たに設け、第130条から第204条までの5つの条項において規定を定めており、議案第18号においても同様の位置づけをしております。

次に、25ページを御覧願います。（６）では、協力医療機関との連携体制について、①で在宅医療を担う医療機関や支援をする地域の医療機関と実効性のある連携体制について定め、次の②で新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との取決めについて努めるとともに、発生時等の対応について協力を行うことを義務づけるため、これを改正条項の第127条、第149条及び第174条で要件を定めております。なお、議案第18号においても同様に改めております。

次に、（７）では生活性向上に先進的に取り組む特定施設に関わる人員配置基準の特例的な柔軟化を図るため、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について記載のとおり規定の数値を改めるため、これを改正条項の第132条で行います。

次に、（８）では緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけについて、これを改正条項の第167条の２で改めております。

次に、26ページに移りまして、（９）ではユニットケアの質の向上のための体制を確保するため、施設管理者はユニットケア施設管理者研修の受講に努める旨を改正条項の第189条で規定をしてございます。

次に、（10）はサービス内容を明確にするため看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での通い、泊まりにおける介護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を第199条で行います。

その他につきましては、介護保険法施行規則及び国の基準省令を参酌並びに準拠し、引用条文や文言の追加、修正を行っております。

施行期日でございますが、この条令は、令和６年４月１日から施行いたしますが、経過措置として、前段でご説明した（５）の利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけと（６）の協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症の発生時の対応を行う医療機関との連携については３年間の経過措置を設け、（３）の①の身体的拘束等の適正化のための措置の義務づけ、（４）の書面揭示規制の見直しについては１年間の経過措置を設けることとしております。

続きまして、ページが飛びますが、説明資料の62ページを御覧願います。議案第18号 土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。こちらにつきましては、条立ては異なりますが、議案第17号で説明した主な改正内容と同様の改正が行われておりますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、77ページからの議案第19号 土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明を

いたします。説明資料の77ページを御覧願います。こちらについても本ページの（２）、78ページの（４）、（５）及び（７）が議案第17号と共通する改正のほか、（１）のケアマネジャー１人当たりの取扱件数について、基本方針における取扱件数との整合性を図る観点から指定居宅介護支援事業所ごとの１人以上の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について記載のとおり数値を見直すため、これを改正条項の第４条で定めております。

次に、ページはまたがりますが、（３）の公正中立性の確保のための取組について事業者の負担軽減を図るため、事業所の選択に関して利用者にサービス割合などを説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の義務から努力義務に緩和するため、これを改正条項の第６条第２項及び同条第３項で行います。

次に、78ページに移りまして、（６）の利用者へ面談、モニタリング方法の緩和について、サービスを利用する利用者へのモニタリングにテレビ電話の活用を可能とするため、これを改正条項の第15条第15号イ（ア）及び（イ）で規定を定めております。なお、議案第20号においても同様に改めております。

次に、附則の施行期日、経過措置につきましては、議案第17号と同様であります。

続きまして、説明資料の87ページを御覧願います。議案第20号 士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。こちらでも下段の（３）と88ページの（５）及び（６）が議案第17号と共通する改正となり、（７）が議案第19号と共通する改正のほか、（１）の介護予防支援の指定を受けられる者の改正について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることを可能とするため、これを改正条項の第５条で行います。

次に、（２）では、（１）の指定を受けた場合の人員基準について介護支援専門員の配置及び管理者の要件を設けた上で規定を定めるため、これを改正条項の第６条で改めております。

次に、88ページに移りまして、（４）で（１）の指定を受けた居宅介護支援事業所の利用料について、通常の事業実施範囲外の地域の利用に対して介護予防支援を行う場合、利用者から交通費の支払いを受けることを可能とするため、これを改正条項の第13条、第14条で行います。なお、この規定は既に居宅介護支援に以前からある規定を予防支援にも適用するものでございます。

これ以外につきましては、全て議案に共通することとなりますが、介護保険法施行規則及び国の基準省令を参酌並びに準拠し、引用条文や文言、条ずれの整理を行っております。

17・18		次に、施行期日、経過措置につきましては、議案第17号と同様であります。
	河口議長	以上、議案第17号から第20号までの説明といたします。
		これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		これから議案第18号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		これから議案第19号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		これから議案第20号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		これから議案第21号「土幌町簡易水道事業の設置等に関する条例案」、日程第18、議案第22号「土幌町下水道事業の設置等に関する条例案」、以上2件を関連議案として一括議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野	引き続き議長のお許しをいただきましたので、議案第21号及び第22号を一括して提案理由について説明をいたします。
	副 町 長	議案第21号は39ページ、第22号は42ページとなっております。これらの条例の制定につきましては、簡易水道事業の簡易水道事業特別会計及び下水道事業の下水道事業特別会計に令和6年4月1日から地方公営企業法の一部である財務規定等を適用することに伴い、地方公営企業法第4条等において新たに制定するもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本会議の議決を求めるものでございます。また、地方公営企業法の規定を全部適用する場合の全部適用と財務や会計に関する規

定のみを適用する場合の財務適用を条例で定めることで地方公営企業の一部である財務規定等を適用することができるとされていることから、このたびの制定は財務適用とすることを規定とし、地方公営企業法の適用条項について関連する条例の文言を制定するものでございます。

それでは、説明資料の97ページを御覧願います。議案第21号 土幌町簡易水道事業の設置等に関する条例案及び議案第22号 土幌町下水道事業の設置等に関する条例案ですが、事業、名称以外はおのこの条立てや運用規定が同様であり、条文本文も9条立てで同様に構成されておりますことから、本要旨をもって両議案の提案理由とさせていただきます。主な制定内容ですが、(1)の地方公営企業法第4条により設置及びその経営の基本に関する事項として、第1条では簡易水道事業及び下水道事業の設置について、第3条では経営の基本について定めております。

次に、(2)は地方公営企業法の第2条第3項の規定により、簡易水道事業及び下水道事業の財務規定等について、これを第2条で定めております。

次に、(3)では地方公営企業法第33条第2項等により、第4条では重要な資産の取得及び処分の内容として、これは町長部局と同じでございますが、予算で定めなければならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得または処分、処分は予定価格が700万円以上の不動産、もしくは動産の買入れ、もしくは譲渡、ただし土地については1件5,000m²以上のものに限るということで、その旨を規定をしております。

第5条は議会の同意を要する賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合と定めております。

次に、第7条では議会の議決を要する負担付寄附の受領等を規定するもので、この両事業の業務に関し、法の規定に基づき条例で定めるものは負担付寄附または贈与受領で、その金額またはその目的物の価格が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に関する金額を30万円以上のものと規定をいたします。

次に、(4)では地方公営企業法第34条の2ただし書の規定により会計管理者に行わせる会計事務の処理の範囲を第6条で定めております。

続きまして、(5)では地方公営企業法第40条の2第1項の規定により業務状況説明書類の作成について第8条で定め、その他第9条において委任について定めており、これらを新たな条例として制定するものでございます。

次に、おのこの施行期日でございますが、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第21号及び第22号の説明といたします。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

19	河口議長	(な し) 質疑を終わり、これから討論を行います。
	河口議長	(な し) 討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	河口議長	(異 議 な し) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 これから議案第22号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	河口議長	(異 議 な し) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第19、議案第23号「士幌町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例案」を議題とします。
	亀 野 副 町 長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第23号 士幌町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例案について説明をいたします。 この条例の制定につきましては、令和6年4月1日から簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、現行の士幌町監査委員条例ほか5本の改正及び士幌町公共下水道事業特別会計条例ほか3本の廃止を提案するものでございます。 なお、今回の大幅な条例改正に併せて字句の修正、また現状の事務運用に即した内容となるよう条文の一部を見直すとともに、簡易水道の所管省庁が厚生労働省から国土交通省へ移管されたことへの改正も併せて行っております。 それでは、説明資料の98ページを御覧願います。新旧対照表は100ページから107ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、(1)では士幌町監査委員条例の一部改正となりまして、監査委員が請求及び要求により行う場合の監査について地方公営企業法第27条の2第1項及び第34条を引用するため準拠法令を追加するほか、文言整理を行うため、これを整備条例の第1条で行います。 次に、(2)では議案第22号 士幌町下水道事業の設置等に関する条例の制定により士幌町公共下水道条例及び士幌町集落排水施設条例の設置に関する条例を削除するほか、条ずれや文言の整理を行うため、これを整備条例の第2条、第3条で行います。 次に、(3)では士幌町国民健康保険病院事業条例の会計事務の処理

		について、先ほどご説明をした議案第21号及び議案第22号と同様、地方公営企業法第34条の2ただし書の規定により、会計管理者に行わせる会計事務の処理の範囲を定めるため、これを整備条例の第4条で行います。 次に、(4)では士幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例を公営企業全般に適用できるよう命題を士幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例に改め、各公営企業に当たる簡易水道事業、下水道事業及び病院事業に適用できるよう文言の整理を行うため、これを整備条例の第5条で行います。 次に、(5)では士幌町水道事業給水管理条例について引用条例を改め、厚生労働省が担ってきた水道施設の整備、管理業務が国土交通省に移管されたことに伴い所管省庁を改めるため、これを整備条例の第6条で行います。 続きまして、次のページ、99ページに移りまして、(6)ではさきにご説明をした士幌町簡易水道事業の設置等に関する条例及び士幌町下水道事業の設置等に関する条例の制定等に伴いまして、士幌町公共下水道事業特別会計条例、士幌町簡易水道事業特別会計条例、農業集落排水事業償還基金条例及び士幌町水道設置条例をそれぞれ廃止するため、これを整備条例の第7条で行います。 次に、附則ですが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。 以上、議案第23号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第23号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
20		日程第20、会議案第1号「士幌町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。
	藤内議会事務局長	議会事務局長、藤内よりご説明します。
		会議案第1号を御覧ください。会議案第1号、令和6年3月12日。
		士幌町議会議長、河口和吉様。
		提案者、士幌町議会議員、大西米明。賛成者、士幌町議会議員、曾我弘美、同じく、森本真隆、同じく、矢坂賢哉、同じく、中村貢。
		士幌町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案の提出について。

		上記の議案を地方自治法第112条及び士幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。 4 ページをお開きください。条例制定の目的として、地方自治法の一部が改正され、議会の議員に係る請負に関する規則が緩和されたことに伴い、町に対し請負する議員が当該請負の対価として各会計年度に町から支払いを受けた金銭の総額等を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することにより、もって議員の個人による請負の状況の透明性の確保に資するため、本条例を制定するものです。 概要については、1、主な制定内容として、本条例は議員が士幌町に対して請負する者、またはその支配人である場合、当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告内容を議長が公表することなどを定めるものです。主な内容として、第1条の目的から第4条、報告等の保存及び閲覧等となっております。 2の施行日であります、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものです。 以上で会議案第1号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから会議案第1号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
2 1		日程第21、会議案第2号「士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
	藤内議会 事務局長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。
		議会事務局長、藤内よりご説明いたします。
		会議案第2号を御覧ください。会議案第2号、令和6年3月12日。
		士幌町議会議長、河口和吉様。
		提案者、士幌町議会議員、大西米明。賛成者、士幌町議会議員、曾我弘美、同じく、森本真隆、同じく、矢坂賢哉、同じく、中村貢。
		士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について。
		上記の議案を地方自治法第112条及び士幌町議会会議規則第14条の規定により提出します。
		4 ページをお開きください。改正の目的として、議員報酬は地方自治法第203条の規定に基づき一定の勤務の対価として与えられる給与であ

		るとされており、士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例により議員報酬、期末手当等の額並びに支給方法が定められておりますが、議員が町議会の会議等を長期に欠席した場合の議員報酬及び期末手当等の支給については法令や条例等での規定がないため、町議会の会議を長期欠席した場合議員報酬及び期末手当を減額するため、条例を改正するものです。 概要について、１、改正点として、（１）、士幌町議会の会議等を議員が連続して欠席した期間が90日以上となった翌日から長期欠席後に最初に会議等に出席した日の属する月まで議員報酬の減額割合を100分の50といたします。減額の適用除外として、①、公務上の災害から、④、その他議長が認める場合を定めております。 （２）、基準日前の12か月において欠席期間が３か月以上である場合、期末手当の減額割合を100分の30といたします。 ２の施行期日は、この条例は、公布の日から施行します。 以上で会議案第２号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		（な し）
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		（な し）
	河口議長	討論なしと認め、これから会議案第２号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		（異 議 な し）
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
22・23		日程第22、議案第24号「令和６年度士幌町一般会計予算」
24・25		日程第23、議案第25号「令和６年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算」
26・27		日程第24、議案第26号「令和６年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」
28・29		日程第25、議案第27号「令和６年度士幌町介護保険事業特別会計予算」
		日程第26、議案第28号「令和６年度士幌町介護サービス事業特別会計予算」
		日程第27、議案第29号「令和６年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算」
		日程第28、議案第30号「令和６年度士幌町簡易水道事業会計予算」
		日程第29、議案第31号「令和６年度士幌町下水道事業会計予算」
		以上８件を一括議題とします。
		お諮りします。ただいま議題としている議案第24号から議案第31号までの各会計予算審査については、議長を除く議員全員をもって構成する

予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、令和6年度各会計予算審査は、予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査することに決定しました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集します。

本日はこれで散会します。

(午後 3時00分)

--	--	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員